平成28年十佐清水市議会定例会3月会議会議録

第8日(平成28年 3月14日 月曜日)

 $\sim\sim\sim\sim\cdot\sim\sim\sim\sim$

議事日程

日程第1 報告第2号「専決処分した事件の報告について(土佐清水市職員の勤務時間、休 暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」から報告第5号「専 決処分した事件の報告について(土佐清水市行政手続条例の一部を改正する条例 の制定について)」までの報告4件、並びに議案第4号「平成27年度土佐清水 市一般会計補正予算(第6号)について」、議案第7号「平成27年度土佐清水 市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」、議案第9号「平成 27年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第4号)について」、議案第1 1号「平成27年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算(第 4号)について」、議案第14号「平成27年度土佐清水市後期高齢者医療特別 会計補正予算(第4号)について」、及び議案第16号「平成28年度土佐清水 市一般会計予算について」から議案第25号「土佐清水市文化財保護条例の全部 を改正する条例の制定について」及び議案第29号「土佐清水市人事行政の運営 等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第 42号「土佐清水市過疎地域自立促進計画(平成28年度~平成32年度)の制 定について」までの議案29件、計33件

(質疑)

日程第2 一般質問

 $\sim\sim\sim\sim\cdot\sim\sim\sim\sim$

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

 $\sim\sim\sim\sim\cdot\sim\sim\sim\sim$

議員定数 12人 現在員数 12人

出席議員 12人

2番 田 中 耕之郎 君 岡本 詠 君 1番 3番 細川博史君 4番 晃君 前 田 浅尾公厚君 一美君 5番 6番 森

7番 小 川 豊 治 君 8番 西原強志君 9番 永 野 裕 夫 君 10番 出 﨑 宣男君 11番 仲 田 強君 12番 武藤 清 君

 $\sim\sim\sim\sim\cdot\sim\sim\sim\sim$

欠席議員

なし

 $\sim\sim\sim\sim\cdot\sim\sim\sim\sim$

事務局職員出席者

 議会事務局長
 山下
 毅君
 局長補佐
 伊藤牧子君

 議事係長
 池
 正澄君
 主
 事中島史博君

 主
 事作田愛佳君

 $\sim\sim\sim\sim\cdot\sim\sim\sim\sim$

出席要求による出席者

泥谷 光信 君 副 市 長 磯脇 堂三 君 市 長 会 計 管 理 者 税務課長兼 君 野村 仁美 君 山本 豊 兼会計課長 固定資産評価員 企画財政課長 早川 聡 君 総 務 課 長 木下 司 君 危機管理課長 消 防 長 横畠 浩治 君 田村 光浩 君 消 防 署 長 上原 由隆 君 健康推進課長 戎井 大城 君 福祉事務所長 徳井 直之 君 市民課長 二宮 真弓 君 環境課長兼 坂本 和也 君 まちづくり対策課長 横山 周次 君 清掃管理事務所長 観光商工課長 岡田 敦浩 君 農林水産課長 文野 喜文 君 水 道 課 長 田村 和彦 君 じんけん課長 田村 善和 君 しおさい園長 山本 弘子 君 収納推進課長 倉松 克臣 君 中津 健一 君 教 育 長 弘田 浩三 君 学校教育課長 教育センター所長兼 少年補導センター 生涯学習課長 中山 優 君 弘田 条 君 所 長

選挙管理委員会 沖 比呂志 君 監査委員事務局長 小松 高志 君

午前10時00分 開 議

○議長(永野裕夫君) 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成28年土佐清水市議会定例会3月会議第8日目の会議を開きます。

会議に先立ちまして、先週金曜日、3月11日は、東日本大震災から5年が経過したところでございます。

この際、執行部、そして議場においでの皆さんとともに、犠牲になられました方々に哀悼の まことをささげるためにも、黙祷を行いたいと思います。皆さんご協力をよろしくお願いをい たします。

ご起立をお願いします。

黙祷。

(黙 祷)

○議長(永野裕夫君) 黙祷を終わります。お座りください。

それでは、会議を始めます。

日程第1、市長提出報告第2号「専決処分した事件の報告について(土佐清水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」から報告第5号「専決処分した事件の報告について(土佐清水市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について)」までの報告4件、並びに議案第4号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算(第6号)について」、議案第7号「平成27年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」、議案第9号「平成27年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第4号)について」、議案第11号「平成27年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算(第4号)について」、議案第14号「平成27年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について」、及び議案第16号「平成28年度土佐清水市一般会計予算について」から議案第25号「土佐清水市文化財保護条例の全部を改正する条例の制定について」及び議案第16号「平成28年度土佐清水市一般会計予算について」から議案第25号「土佐清水市文化財保護条例の全部を改正する条例の制定について」から議案第42号「土佐清水市過疎地域自立促進計画(平成28年度~平成32年度)の制定について」までの議案29件、計33件を一括議題といたします。

ただ今から質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言通告順に質疑を許します。

4番 前田 晃君。

(4番 前田 晃君発言席)

○4番(前田 晃君) おはようございます。日本共産党の前田 晃です。

議案第24号「土佐清水市みんなでまちづくり条例の制定について」の質疑を行います。

市は、このまちづくり条例の策定に当たりまして、市民の声を条例に反映させたいということで、昨年から住民座談会やパブリックコメントを行ってきています。

そして、この1月に実施をしましたパブリックコメントでは、3名の市民の方から意見の提出があったと聞いています。

条例の策定委員会では、こういった市民から出された意見も参考にしながら、条例案の検討を行い、成案に至ったことと思います。

そこで、企画財政課長にお尋ねをいたします。

これまでの条例案策定の過程で、素案のどこがどう変更されて、本条例案に至ったのか。例 えば、削除したところ、追加をしたところ、修正をしたところなど、細部までの説明になりま すと時間もかかりますし、大変ですので、大まかで結構ですので、必要だと思われる点だけご 説明をいただきたいと思います。

また、その理由についてもお伺いをいたします。

以上で、1回目の質疑を終わります。

○議長(永野裕夫君) 執行部の答弁を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長 早川 聡君自席)

○企画財政課長(早川 聡君) お答えいたします。

1月22日開催の市議会全員協議会におきましても、同様のご質問をいただき、ご答弁いた しましたが、5月から6月にかけて開催しました住民座談会や7月から9月にかけて開催しま した2回目の住民座談会でお示しをさせていただいたものにつきましては、あくまで市民の皆 様から具体的な意見をいただくためのたたき台でございますので、パブリックコメントや策定 委員会などの議論の過程の中で、文言の加筆や修正、削除を行ってまいりました。

例えば、行政はもちろんでありますが、市民の責務につきましては、当初の資料では盛り込んでおりましたが、市民をしばるものだとする住民座談会でのご意見を踏まえまして、策定委員会の議論の中で役割と修正をさせていただきました。

また、本市の喫緊の課題であり、将来の市民生活にも影響がある危機管理や環境保全についても、策定委員会の議論の中で条項を加えられました。

そのほかにも、より市民にわかりやすい表現にするためや、パブリックコメント及び市議会 全員協議会等のご意見を反映するためなど、よりよい条例にするための修正等が策定委員会の 中で積極的に行われました。

以上でございます。

〇議長(永野裕夫君) 4番 前田 晃君。

(4番 前田 晃君発言席)

○4番(前田 晃君) 市民の責務を役割という文言に変えたとか、それから危機管理や環境 保全の規定も盛り込んだというお話がありました。

今、主な変更点とその理由について説明をいただきましたけれども、答弁につきましては、 おおむね了解をいたしました。

それでは、事前に通告しておりました幾つかの点について、企画財政課長にお尋ねをいたします。

昨年の住民座談会のときに示された素案、これ、たたき台というふうに課長は今、答弁をなさいましたけれども、その素案には、第3条定義の(3)のところに、市民活動の定義として、市民がみずからの意思で主体的に行う公益性のある活動をいいます、云々という条文がありました。

そして、それと関連しまして、第6条には、市民活動団体の役割が条文として規定をされておりました。ところが、パブリックコメントのときに示された素案では、この第3条第3の市民活動の定義も、第6条の市民活動団体の役割の規定も削除をされていました。それらが削除された理由についてお尋ねをしたいと思います。

〇議長(永野裕夫君) 企画財政課長。

(企画財政課長 早川 聡君自席)

〇企画財政課長(早川 聡君) お答えいたします。

先ほど申しましたように、座談会での資料は、市民の皆様にわかりやすく説明し、より具体的な議論をしていただくために、他の自治体の条例も参考にした、たたき台でありますので、各方面からのご意見を踏まえ、策定委員会の議論、過程の中で、加筆や修正、削除など、大幅な変更を前提としたものであります。市民活動につきましては、全員協議会でもご質問をいただきましたが、本市の現状に落とし込んだ場合に、市民活動団体の役割を条文として盛り込むことが必要か否か、また、若干ニュアンスは違いますが、市民の役割の延長線上での捉え方もできるのではないかとの策定委員会での議論の上、削除となりました。

以上でございます。

〇議長(永野裕夫君) 4番 前田 晃君。

(4番 前田 晃君発言席)

○4番(前田 晃君) 3回目になります。

幾つかまだお尋ねをしたいんですが、同じく住民座談会のときに示された素案の中に、第 16条ですけれども、住民投票の規定がありました。

そこには、市民、市議会議員、市長が住民投票、請求または発議できるとありまして、住民 投票における市民の請求権と議員及び市長の発議権が規定をされておりました。

ところが、パブリックコメントのときに示されましたその素案には、市長が住民投票を実施できるとなっていまして、素案のところにありました市民の請求と議員の発議という文言が削除をされておりました。住民投票での市長の発議権だけを残して、市民の請求権と議員の発議権にかかわる文言が削除された理由をお尋ねしたいと思います。

先ほどの質疑とかかわってですけれども、この条例の前文には、住民自治ということが掲げられています。この住民自治を実現するのであれば、市民活動の規定とか、今、申し上げました住民投票での市民の請求権の規定などは、必要不可欠だと考えられますので、質問をさせていただいております。

それから、もう1点、法律では、あとからできた法律が優先をされるという後法優先や、特別法優先という原則があります。

例えば、小中学校の教員であれば、地方公務員ですから、基本的には地公法が適用されます けれども、服務や研修については、教育公務員特例法という特別法が優先して適用されること になっています。

ところが、条例の場合は、法律のような原則はなく、どれも同列で優先順位がありません。 ですから、いくら条例で最高規範と位置づけても、その効果は期待できないものと考えられて います。

企画財政課長にお尋ねをいたします。

このまちづくり条例の第2条には、この条例が本市の最高規範であると位置づけられていますけれども、この条例を最高規範に位置づける意味と、最高規範に位置づけることで、どのような効果を期待をされているのか、それをお尋ねしたいと思います。

最後に、市長にお尋ねします。

3月会議の冒頭の市長の提案理由の説明では、このまちづくり条例の策定に当たっては、住 民座談会を市内15カ所で2巡するとともに、パブリックコメントも行い、広く市民の意見を 募集し、周知するために努力したということでした。

しかし、住民座談会では、この条例について全体としては、それほど話題になった様子もなく、また、パブリックコメントも冒頭で紹介しましたように、3名の意見の提出があったということでした。果たしてこのような状況は、市長の言う広く市民の声を募集したことになるのか、また、条例の内容についても、広く市民に周知したことになるのか、この条例案の提案理

由の説明をした市長はどのように判断をされておられるのでしょうか。

パブリックコメントの意見の中には、策定期間が短く、討議も不足をしているのではないか という声もあげられておりました。

市長のお考えをお尋ねして、全ての質問を終わります。

〇議長(永野裕夫君) 企画財政課長。

(企画財政課長 早川 聡君自席)

〇企画財政課長(早川 聡君) お答えいたします。

まず、住民投票の規定についてであります。

他の自治体の多くは、市町村、または市町村長の発議としているところが多くありまして、 市民や議員については、地方自治法に基づく請求権を規定しているところが多いのが現状であ るということを踏まえまして、策定委員会での議論により、市長の発議といたしました。

また、住民投票の乱発の防止も削除した1つの理由であります。

次に、最高規範の位置づけについてでありますが、前田議員も学校現場におられ、よくおわかりだと思いますが、学校には学校の教育目標や運営方針等があり、さらには学級目標などを作成してきたのではないかと思っております。まさに今回、制定を目指している条例は、市の基本目標、基本方針と言えるものであり、市民や市議会、市など、それぞれが役割を発揮して、未来に向けたまちづくりをみんなで進めていこうというものであります。

市民におきましては、参画の保障や住民投票を位置づけ、行政においては本条例案にも位置づけた総合振興計画に基づき、事務事業の評価を行い、その結果の公表や施策の見直しに努めることなど、行政運営の基本方針をうたっております。

策定委員会の議論の中で、市民とともに歩む、市民のための行政を積極的に進めていくという意識を、これまで以上に向上させるためにも、最高規範性をうたい、その効果を高めるための位置づけとされております。

以上でございます。

〇議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 今のやり取りを聞いていますと、質疑と一般質問の違い、これをどう 峻別して質問をなされているのか、ちょっと理解に苦しむわけでございますが、1月22日の 開催の市議会全員協議会におきましても、同じ質問をされまして、丁寧な答弁もしているとこ ろでございます。

また、今回もそのことについて、再度、質疑というこれは議案に対する賛成・反対の意見を 述べることはできないというふうに規定されていると私は理解をしておりますので、本来であ れば、その質疑の趣旨に鑑み、答弁を差し控えたいところなんですが、この件につきましては、パブリックコメントでも丁寧に市民の皆さんにもお返ししておりますし、また、この条例制定の過程では、先ほど、課長も答弁したように、我々としては、時間もかけ、丁寧な対応をしたというつもりでありますし、市民の皆さんの一定の声をいただいたものというふうに考えているところであります。

以上です。

〇議長(永野裕夫君) 4番 前田 晃君。

(4番 前田 晃君発言席)

○4番(前田 晃君) 丁寧なご答弁ありがとうございました。

きょうの答弁をもとにして、この条例案についての判断をさせていただきたいと思います。 どうもありがとうございました。

○議長(永野裕夫君) ただ今、市長のほうから、質疑・一般質問についての確認等々をというようなお話がございましたが、この件につきましては、また、後日、議会運営委員会のほうで、質疑・一般質問の確認、そしてまた勉強会をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

暫時の間、休憩をいたします。

午前10時19分 休 憩 午前10時30分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて、会議を開きます。

日程第2、ただ今から一般質問を行います。

発言通告順により、質問を許します。

7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番(小川豊治君) 皆さん、おはようございます。

通告に基づきまして、2点の質問を行います。

ここ数年来、議員による行動や言動が問題視され、マスコミや国民の中で多く話題になりました。

地方議会では、姫路市議会のどすこい議員の酒上大造議員、政務調査費では、不適切な会計 処理事件が相次ぎ、最後のとどめが、前兵庫県議会議員の野々村竜太郎議員でありました。

また、国会においては、短期間の間に大臣や議員が金にかかわる問題、そして失言や認識不 足が相次ぎ、誤解があったと釈明に追われております。

また、宮崎謙介前議員に至っては、国会議員としての資質や言動不一致の行動、育休どころ

か一生休暇の可能性もあるのではないかと言われております。

いずれにいたしましても、私を含む皆さんが再度、襟を正して、議員としての矜持を持って、 日々の政治活動に当たらなければならないと改めて気持ちを引き締めて質問をいたします。

1点目の収入未済額の件について、水道課長にお伺いをいたします。

平成26年度の水道会計決算書をいただいておりますが、企業会計であり、また、実は複式 簿記ですので、私は余り理解していないわけですけど、その中で決算書の中でも未収金が出て きていないわけですが、その点について26年度末の水道使用料の未収世帯数と未収金額につ いてお伺いをいたします。

○議長(永野裕夫君) 執行部の答弁を求めます。

水道課長。

(水道課長 田村和彦君自席)

〇水道課長(田村和彦君) お答えいたします。

平成26年度末の未収金の世帯数は、8,664世帯で、未収金額過年度で2,825万7,414円、現年度で2,563万6,611円、合計で5,389万4,025円であります。

このうち、現年度分にはまだ納入されていない3月の調定額1,948万3,629円が含まれております。

以上でございます。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

- ○7番(小川豊治君) 一応、過年度と現年合わせて5,300万円ということなんですかね。 それで、直近の状況ですけれども、平成27年12月末についての未収世帯と未収金額についてわかっておればお伺いいたします。
- 〇議長(永野裕夫君) 水道課長。

(水道課長 田村和彦君自席)

〇水道課長(田村和彦君) 平成27年12月末の未収金の世帯数は、8,656世帯で、未収金額は過年度で3,071万6,939円、現年度で2,609万838円、合計で5,680万7,769円であります。

12月末につきましても、現年度分はまだ納入されていない12月の調定額2,051万 9,348円が含まれております。

以上でございます。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

- **〇7番(小川豊治君)** ということは、トータルで300万円程度ふえておるということで、いわゆる相当な額ということがわかりました。そのうち、1年以上の長期未納者の世帯数と金額についてお伺いいたします。1年以上ですけれども。
- 〇議長(永野裕夫君) 水道課長。

(水道課長 田村和彦君自席)

〇水道課長(田村和彦君) お答えいたします。

1年以上の長期滞納者は、平成27年12月末で、世帯数は204世帯で、未収金額は3,069万4,141円になっております。

以上でございます。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

- **〇7番(小川豊治君)** 今、数字を聞いて、非常に多額の額が未納になっておりますけれども、この点については、決算委員会等で、あるいはまた監査委員等からも指摘がありましたけれども、これまで随分と未収額についての取り組みはしていただいておりますけれども、その対策についての今までの取り組みと経過についてお伺いをいたします。
- 〇議長(永野裕夫君) 水道課長。

(水道課長 田村和彦君自席)

〇水道課長(田村和彦君) お答えいたします。

これまでの取り組みと経過としましては、全額払えない長期滞納者に対しては、まず現年度分を全額と過年分を分納で納入してもらい、現年度の未収金をふやさないようにして、過年分を減らすようにしております。

以上でございます。

○議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

- ○7番(小川豊治君) 現年度を先にやるということですけれども、ただ、以前からの議論の中で、いわゆる長期未納者に対する措置として、停水があるようですけれども、その中で答弁の中では、停水をすれば、ほとんどの方が支払っていただける。そういうふうな答弁があったようですけれども、その中で、25年から27年までの3カ年について、停水措置の実績についてお伺いをいたします。
- 〇議長(永野裕夫君) 水道課長。

(水道課長 田村和彦君自席)

〇水道課長(田村和彦君) お答えいたします。

停水の実績としましては、平成25年度は停水予告通知52名、25年度は全て連絡がありましたので、停水はありませんでした。平成26年度は停水予告81名、うち何の連絡もない8名に停水をして、その後、分納誓約により全員解除しました。

平成27年度は、停水予告通知129名、うち8名停水し、その後、分納誓約により3名解除、残り5名は現在停水中でありまして、その内訳は、死亡者1名、行方不明1名、入院中1名、他に転居1名、生活困窮1名であります。

以上でございます。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番(小川豊治君) 27年度はまだ5名の方が残っておるようでございますけれども、ただ、水道については、市民の生活の基本になると思うがですけれども、中には経済的に支払いができん方がおると思うんですが、それはやむを得ないとしても、やはりこれだけの先ほど答弁ありましたが、過年度合わせて5,600万円、本当に多額な未収金額があるわけですけれども、ただ、これが悪意で支払いしない。多分ないとは思われますけれど、そうしたことがあれば、やはり停水措置をとっていただきたい、このように思うわけですけれども、ただ、住民は法に基づいて、地方公共団体からの役務の提供等しく受ける権利があると思うわけですけれども、それに同じくして、負担を分納する義務もあると思いますので、ぜひ、市民の皆さんに不公平感がないような行政対応をお願いしたいと思いますけれども、課長にこの多額の未収金についての今後の対策についてお伺いをいたします。

〇議長(永野裕夫君) 水道課長。

(水道課長 田村和彦君自席)

〇水道課長(田村和彦君) お答えいたします。

今後の取り組みといたしましては、停水はまず督促を出して、何の連絡もない人には、催告書を出します。それでも連絡のない人に対して停水予告を出しております。現在は年に1回程度ですが、今後、4、5回にふやしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

〇7番(小川豊治君) 年1回だけれども、ふやしていくというふうな前向きな答弁をいただきましたが、先ほど言いましたように、家庭の状況に合わせて、ぜひ対応していただきたいと思いますし、何分、先ほど言いましたように、やはり市民の皆さんから見た場合、何年も滞納するというのはちょっとその辺が不公平感があると思いますので、よろしく対応をお願いした

いと思います。

次に、住宅改修資金の貸付金について、まちづくり対策課長にお伺いをいたします。 平成26年度末の収入未済額について、件数と金額についてお伺いをいたします。

〇議長(永野裕夫君) まちづくり対策課長。

(まちづくり対策課長 横山周次君自席)

- **○まちづくり対策課長(横山周次君)** 金額で4,625万7,181円、14件でございます。
- 〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

- **〇7番(小川豊治君)** 4,600万円、そのうち、14件のうち、最高額は幾らになっているか、お伺いをいたします。
- ○議長(永野裕夫君) まちづくり対策課長。

(まちづくり対策課長 横山周次君自席)

- **○まちづくり対策課長(横山周次君)** 1,140万8,825円です。
- 〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

- **〇7番(小川豊治君)** ということは、1人が1,100万円滞納していると。未収になっているということです。実は、これの件につきましても、予算決算委員会を通じまして、それぞれ議論を行って、市の監査委員からも指導があったと思うところですけれども、資力や収入の問題、あるいはまた連帯保証人などの課題もあり、これまでも随分とご苦労をされてきたと思われますけれども、これまでの取り組みについてお伺いをいたします。
- 〇議長(永野裕夫君) まちづくり対策課長。

(まちづくり対策課長 横山周次君自席)

○まちづくり対策課長(横山周次君) これまでの取り組みにつきましては、督促状や催告書の送付、電話連絡、戸別訪問に加え、連帯保証人への残額通知や面談、親族との支払いについて話し合いを行ってきております。

また、裁判所への支払督促の申し立てや強制執行等による取り立ても行っております。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

〇7番(小川豊治君) それぞれの戸別訪問とか、連帯保証人への督促などを行っておるようですけれども、次に、企画財政課長にお伺いをいたしますが、当初のこの資金の貸付金、これちょっと起債での借り入れのように思うわけですけれども、内容はわかりませんが、簡保資金とか、そしてまた縁故債も適用されているように伺ってますけれども、この起債の償還が平成

3 1 年度までの起債の償還があるようですけれども、その財源の内容と現在の起債残高についてお伺いをいたします。

〇議長(永野裕夫君) 企画財政課長。

(企画財政課長 早川 聡君自席)

○企画財政課長(早川 聡君) お答えいたします。

住宅新築資金貸付金に係る平成26年度末の起債の残高についてでありますが、165万854円であります。借入先は簡保資金のみとなっております。平成31年末で償還が終わることとなります。

以上でございます。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

- **〇7番(小川豊治君)** 案外、これあと160万円だけです。当面、これが例えば、支払いできなくなれば、一般財源という形の未収金がほとんどということなんでしょうか。
- 〇議長(永野裕夫君) 企画財政課長。

(企画財政課長 早川 聡君自席)

- **○企画財政課長(早川 聡君)** 償還はしなければなりませんので、一般財源等でやりたいと思います。
- 〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

〇7番(小川豊治君) 次に、まちづくり対策課長にお伺いをいたします。

過去に支払いができなくて競売をされた実例があるようですけれども、その実績についてお 伺いをいたします。

○議長(永野裕夫君) まちづくり対策課長。

(まちづくり対策課長 横山周次君自席)

○まちづくり対策課長(横山周次君) 最近では、平成23年度に国・県の補助金468万円 を受け入れしまして、本市の債権放棄額が195万8,056円になっております。

また、平成25年度に国・県の補助金642万8,000円を計上しまして、本市の債権放棄額が288万5,171円になっております。

また、来年、28年度に1件、債権放棄の計画を立てております。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

〇7番(小川豊治君) 来年もするということでわかりましたが、過去2回はされているとい

うことですので、次に、連帯保証人の件ですけれども、いわゆる連帯保証人につきましては、 催告の抗弁権や検索の抗弁権はないと判断されますが、借入者の返済がない場合は同等の請求 ができるものと思われますけれども、この連帯保証人が支払したケースは、過去あるかどうか、 その点をお伺いいたします。

〇議長(永野裕夫君) まちづくり対策課長。

(まちづくり対策課長 横山周次君自席)

○まちづくり対策課長(横山周次君) 先ほど、現在の滞納者が14名ということで答弁させてもらったがですけれど、この14名の中で1名の方は連帯保証人が毎月、定額を支払ってくれております。

また、連帯保証人と違いますけれど、親族の方が2件、支払いをしてくれております。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番(小川豊治君) わかりました。

次に、国の住宅新築資金事業の助成事業として、2種類、いわゆる特定助成事業と償還推進助成事業があるようですけれども、ちょっとこの事例の制度、過去に本市も制度活動した実績もあるように聞いておりますけれども、その実績と今後の活用について、先ほど、前段で課長、答弁いただきましたけど、来年度やりたいというふうな答弁ありましたけれども、実績と今後の活用についてお伺いをしたいと思います。

○議長(永野裕夫君) まちづくり対策課長。

(まちづくり対策課長 横山周次君自席)

○まちづくり対策課長(横山周次君) 今、ご質問にありました特定助成事業、これが先ほど、企画財政課長から答弁しましたように、財源としまして起債を借りております。起債を借りた利率と本市が貸付している利率の差額を一度、利子補給するような制度になっておりまして、本市の場合、これ昭和48年ぐらいから借り入れもしていますので、平成21年度にこの補助金のほうの実績は終わっております。それともう1点の償還推進事業ですけれど、今、予算では10万円ぐらいのようですので、事務費を歳入として見込んでいるんですけど、督促状を出すとか、そういうような経費にも該当しますし、先ほど、2件説明させてもらったように、未償還額と強制執行等による取り立て額の差額、それを4分の3、国と県のほうで助成してもらいまして、残りを市のほうが債権放棄する。それも23年、25年とそれと2点の分では平成7年にも1件、同じような実績があります。

○議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番(小川豊治君) わかりました。

ぜひ、そういった国の制度の活用をお願いしたいと思いますけれども、ただ、考えてみますと、先ほど、企画財政課長の答弁がありましたが、一般財源に未収になれば、そのまま来ると思うがですけれども、そしてまた、こういった貸付については個人の財産じゃないですか。それを思うと、ぜひとも支払いをしていただきたいと思うわけですけれども、ただ、この問題については、長期になればなるほど、対象者も高齢になり、厳しい実態であろうと思います。

高知県下の中の安芸市、この安芸市では、ここも相当な未済額がありまして、平成23年9月30日にこの問題について議会で特別委員会を立ち上げております。確か100条委員会の設置だと思うところですけれども、その中で41回に及ぶ審査を実施して、当時の担当者を告発するなど、多くの課題がありました。

また、権利の放棄、これ不納欠損処分だと思いますけれども、その権利の放棄を議会で議決をされて、そのことに対して市長も告発をされ、いまだに裁判がされていると聞いております。本市も現実には、多額の未済額が残っておりますので、できる限り、本人はもちろんのこと、先ほど課長も答弁がありましたように、連帯保証人への依頼も行って支払っているケースもあるようでございますけれども、国の助成事業の活用等、今後、積極的な対応をよろしくお願いいたしたいと思います。

次に、市営住宅使用料についてでございますけれども、時間の都合がありますので、もし時間があれば、最後のほうにお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、奨学資金貸付金についてお伺いをいたします。

市税や住宅貸付金事業と比較すれば、額は本当に少額ですけれども、本市の貴重な人材を育てる意味では、重要な事業でもあり、過去にも決算委員会で随分この点については指摘をされております。

これらを含め、現状と分析、取り組み、そして今後の方向性などについてお伺いをしたいと 思います。

学校教育課長にお伺いをいたします。

平成26年度末の滞納者数と滞納金額について、幾らになっているか、お伺いをいたします。

〇議長(永野裕夫君) 学校教育課長。

(学校教育課長 中津健一君自席)

○学校教育課長(中津健一君) お答えいたします。

平成26年度末の滞納者数と金額につきましては、延べ44件、31名、694万 9,320円となっております。 以上です。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番(小川豊治君) 約700万円ということですね。

それでは、これらの滞納者に対する今までの取り組みの経過について、お伺いいたします。

〇議長(永野裕夫君) 学校教育課長。

(学校教育課長 中津健一君自席)

○学校教育課長(中津健一君) お答えいたします。

滞納者に対しましては、督促状を毎月1回、催告状を年1回発送しております。

また、奨学生や連帯保証人宅への電話や訪問により、納入指導を行うとともに、特別な事情がなく、長期間納付がなされないなど、誠意が認められない場合には、収納推進課に移管などを行っているところであります。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

〇7番(小川豊治君) 毎月1回、督促状を発送しているんですか。それでも支払いのない人がおると。ちょっとどうでしょうか、そこらあたりが。

次の連帯保証人なんですけど、確か2名、つけておると思うわけですけれども、その2名に ついての請求事例についてお伺いをいたします。

〇議長(永野裕夫君) 学校教育課長。

(学校教育課長 中津健一君自席)

○学校教育課長(中津健一君) お答えいたします。

連帯保証人への請求事例といたしましては、納入状況に関する文書の送付や電話訪宅等により納入について指導、お願いをしているところであります。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

- ○7番(小川豊治君) 一応と言い方悪いですけれども、請求はされておるということですね。 そしてわかりましたが、過去5年間、本人が支払いをせんという場合に、連帯保証人が支払 ったケース、何人ほどあるか、その点をお伺いいたします。
- 〇議長(永野裕夫君) 学校教育課長。

(学校教育課長 中津健一君自席)

○学校教育課長(中津健一君) お答えいたします。

連帯保証人は保護者と独立の生計を営む成人の2名としており、保護者が支払った事例はあ

りますけれど、保護者以外の連帯保証人の方から返済された事例はございません。

しかしながら、保護者以外の連帯保証人から保護者に対して支払うよう話をしていただき、 その後、保護者のほうの保証人、また奨学生から支払われた事例は出てきております。 以上です。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番(小川豊治君) 大半が保護者が連帯保証人になっているということですね。

わかりましたが、ただ、額は小さいですけれども、毎月督促を1回出して、なおかつ払わんということで、ちょっとその点驚きましたけれども、この点について教育長にちょっとお伺いしますけれども、いわゆるこの制度に対する認識とそして、こういった先ほど課長の答弁もありましたように、滞納者に対する基本的認識についてお伺いをいたします。

〇議長(永野裕夫君) 教育長。

(教育長 弘田浩三君自席)

〇教育長(弘田浩三君) お答えいたします。

奨学資金は、進学に必要な能力と意欲を持つ子どもたちが、経済的理由により進学を諦める ことなく、みずからの能力や適性等に合った進路を自由に選択できるよう、経済支援をしてい くものであります。

卒業後、奨学生が返還するお金は、奨学資金として次世代の奨学生の未来をつなぐものでありますので、滞ることなく確実な返済をお願いしたいところです。

奨学資金制度の継続的な実施に向け、適切な対応を行ってまいりたいと考えております。 以上でございます。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

〇7番(小川豊治君) ぜひ、適切な対応をお願いしたいところですけれども、以前の西村市 長は、教育環境日本一を目指して、随分と取り組みました。泥谷市長は、子どもは宝として重 点施策に掲げております。

ぜひ、引き続き、継続してほしい制度であり、目的として、先ほど教育長も言いましたが、教育の機会均等を図り、文化の向上と社会の健全な発展に貢献する人材を育成するというふうな目的がありますけれども、ただ、こういったことが毎月1回督促しているにもかかわらず、相談も受けておると思うがですけれども、これほど700万円近い未納があるということは、本来の人材を育てる趣旨からすれば、少し外れているのではないかなと思うがです。

ある一面、この制度は世代間の助け合いとも思うがです。そうしたことを考えますと、やは

り借ったものは支払っていただく。最初、冒頭に何回も言いましたが、趣旨がいわゆる土佐清水市の宝を育てる、人材を育てるための制度ですので、ぜひその点については力を入れて取り組んでいただきたいと思いますけれども、今後の取り組みについて教育長にお伺いをいたします。

〇議長(永野裕夫君) 教育長。

(教育長 弘田浩三君自席)

○教育長(弘田浩三君) お答えいたします。

奨学資金の滞納に対する基本的な考え方は、先ほど申し述べたとおりでございますが、引き続き、督促状等の発送を行うとともに、奨学生、連帯保証人への電話や訪宅による納入指導などを行い、長期間納付がないなど、誠意の認められない場合は、収納推進課と連携をもとに、法的措置を含めた対応も行ってまいりたいと考えております。

奨学資金は市内の子どもたちに夢と希望をつないでいくための制度であります。制度の趣旨や返還義務などについて、奨学生や保護者によく理解をしていただくため、初回貸与時の面接や継続手続きの際に、文書や口頭にてしっかりと説明を行い、奨学資金制度の安定的かつ継続的な実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番(小川豊治君) ありがとうございました。

督促状の発送ということですけれども、従来ずっとやっておるようですので、実は効果が余り上がっていないと判断されます。ただ、今の答弁の中では、いわゆる収納推進課へ移管したいと。もう1点は、法的措置も視野に入れて検討するということですので、ぜひ、その点についてはよろしくお願いしたいと思います。

趣旨をぜひ生かせるような制度でよろしくお願いいたします。

次に、副市長にお伺いをいたします。

今回、水道の企業会計を含む未済額について質問をいたしましたけれども、従来とそんなにも差異はないかなというふうに判断されますけれども、一般会計、市税とか、あるいは分担金とか、土木使用料とか、それはあるわけですけれども、平成26年度末の決算で結構ですけれども、一般会計の全体の収入未済額についてお伺いをいたします。

〇議長(永野裕夫君) 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

〇副市長(磯脇堂三君) お答えします。

平成26年度末の一般会計全体の収入未済額につきましては、平成26年度一般会計歳入歳 出決算書の国庫支出金、県支出金を除く款別数値で申し上げますと、市税1億871万 953円、分担金及び負担金259万9,600円、使用料及び手数料2,454万5,630円、 財産収入18万4,479円、諸収入6,510万5,044円の合計2億114万5,706円となっております。

以上です。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

- ○7番(小川豊治君) 済みません。総額ちょっと、早口わからなかった。
- 〇議長(永野裕夫君) 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

- **〇副市長(磯脇堂三君)** 2億114万5,706円です。
- 〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

- **○7番(小川豊治君)** 2億円ということがわかりました。以前と言いますか、何十年前よりはちょっと少なくなっているかなということですけども、いずれにしても、一般会計で2億円ということですので、やはり相当な額だと思いますけれども、実は、この問題について、過去の中でもプロジェクトチームをつくったらというふうな執行部の考え方もあったようですけれども、その点についての庁内協議の実績についてお伺いをいたします。
- 〇議長(永野裕夫君) 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長(磯脇堂三君) 過去には、管理職でプロジェクトチームをつくって収納に当たった 経過もございます。この件については、過去も議会でたびたびご指摘を受けて、この間、債権 の取り組み、公債権、私債権の回収に努めてまいったところでございますけれど、現在は債権 管理委員会というものを設置しまして、その取り組みについて強化をしておるところでござい ます。

以上です。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

- **〇7番(小川豊治君)** 債権管理委員会で取り組みをされているということで、これは副市長、 あれですか。年に大体何回くらい行っておりますか。
- 〇議長(永野裕夫君) 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長(磯脇堂三君) この債権管理員会は、ご存じのように平成25年9月会議において、 土佐清水市債権管理委員会条例が制定され、同施行規則の16条で債権管理委員会の設置が位 置づけられたところでございます。

今現在は、年3回、7月、11月、2月を基本に行っております。 以上です。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

〇7番(小川豊治君) 年3回行っているようでございますので、やはりこの問題は、やはり 庁内全体としての取り組み、担当課じゃなくて、やはり副市長を中心としたそういった全体的 の取り組みということで、ぜひお願いしたいと思います。

次に、市長にお伺いをいたします。

先ほど、副市長から答弁がありましたように、26年度の決算状況では2億円いうふうに多額の未済額がわかりましたけれども、特に本市の場合は、高齢化と人口減少によって経済状況は本当に厳しい実態でありますけれども、こういうことはないと思いますが、払えるのに払わない。故意に支払いを延ばす市民がおれば、善良な市民から判断をすれば、非常に不公平感が伴います。

また、間違った行政対応をすれば、行政に対する信頼も失われる可能性もあるわけですけれども、この先ほど副市長が答弁した収入未済額についての市長の基本的な認識についてお伺いをいたします。

〇議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 今、収納推進課のほうで、大変厳しい対応もしているところです。

この例えば、差し押さえも随時行っております。余談になりますが、実は、この差し押さえについては収納推進課長の権限で行っておりますので、この前も夜、町を歩いていますと、滞納をされていた市民の方から、えらい、市長、「おまえ何考えちょら」ということで、酔っていたようなんですが、えらいこの何と言いますか、襟首を持たれて、刃傷沙汰になるのではないろうかとすごい、そういう状況もある中で、この件につきましても、ひるむことなく、市民の公正・公平感というのがございますので、公正に仕事に専念するように、この前も課長とも話したところでございますが、本当にこの公債権・私債権、公債権で言えば、市税をはじめとする保険料、それから保育所の保育料とか、それから各種施設の使用料、私債権においては市営住宅の使用料とか、奨学資金とか、こういう今、小川議員からだんだんと質問があった、そ

ういう私債権、公債権、これはやはり先ほど来、言っておりますが、回収することは納付の公 平性はもとより、やはり自主財源の確保を図る上で非常に重要と認識しておりますので、これ からもこの回収には努めてまいりたいというふうに考えております。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番(小川豊治君) 確かに、例えば差し押さえなんかすると、非常に厳しい状況になると思いますけど、過去にそれほどしていない時期がありましたけれども、ここ数年来、悪質と思われる、あるいは悪質な方については、差し押さえしておりますので、なかなかその辺のさびわけが厳しい思いますけれども、ただ、市長も答弁がありましたように、市民の皆さんから行政の公平性ということからすれば、例えば、問いませんが、水道料を何カ月もためておるとか、あるいは市営住宅もためて、そのままおるとかいう人がおれば、やはり善良な市民からすれば、どうしても不公平感があるがですよ。その点について、先ほど、市長も答弁、今後の取り組みについて答弁いただきましたけれども、ぜひ、行政大変ですけれども、そういった取り組みを今後、積極的な対応をよろしくお願いしたいと思います。

次に、公共建物の施設整備の充実に関して、福祉事務所長にお伺いをいたします。 平成28年2月末の本市の高齢者数と高齢化率についてお伺いをいたします。

〇議長(永野裕夫君) 福祉事務所長。

(福祉事務所長 徳井直之君自席)

○福祉事務所長(徳井直之君) お答えいたします。

平成28年2月末現在、本市の住民基本台帳人口は1万4,639人で、そのうち65歳以上の高齢者は6,481人で、高齢化率44.3%となっております。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

- ○7番(小川豊治君) 同じく2月末の同じですが、身体障害者数についてお伺いいたします。
- 〇議長(永野裕夫君) 福祉事務所長。

(福祉事務所長 徳井直之君自席)

〇福祉事務所長(徳井直之君) お答えいたします。

平成28年2月末現在の本市の身体障害者手帳交付台帳登載者数は、1,485人となっております。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番(小川豊治君) 1,485人、そのうち、肢体不自由者について、足の悪い方なんです

けれども、幾らの数字になっているかお伺いいたします。

〇議長(永野裕夫君) 福祉事務所長。

(福祉事務所長 徳井直之君自席)

〇福祉事務所長(徳井直之君) お答えいたします。

そのうち、肢体不自由の方は876人で、59%となっておりますが、肢体不自由の方で足の不自由な方については、具体的な数字は把握できておりません。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番(小川豊治君) わかりました。一応、第2期の地域福祉計画の中で、平成23年3月 末ですけれども、810人、57%という数字が出てましたが、それから人口減ってますが、 ただ数字的には上がってますので、やはりちょっとふえているかなというふうに実数が、わか りました。

そこで、一応、公共施設におけるバリアフリー化について、福祉事務所長としての認識をお 伺いしたいと思います。

〇議長(永野裕夫君) 福祉事務所長。

(福祉事務所長 徳井直之君自席)

○福祉事務所長(徳井直之君) お答えいたします。

公共施設のバリアフリー化は、平成18年に施行された高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、(通称)バリアフリー新法や、障害者基本法で定められているから必要だということだけではなく、高齢者や障がい者、病気やけがをしている人などにとって、生活や社会参加の基盤となる重要な問題であると認識しております。

福祉事務所といたしましても、この公共施設のバリアフリー化の実現に向けて、関係施設のバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めるとともに、さまざまな関係機関に働きかけていくことが必要であるというふうに考えております。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

- **〇7番(小川豊治君)** 実現に向けて、整備を関係機関を働きかけをする必要があるということですので、働きかけをしていただくというふうに理解をしてよろしいでしょうか。
- 〇議長(永野裕夫君) 福祉事務所長。

(福祉事務所長 徳井直之君自席)

○福祉事務所長(徳井直之君) はい。働きかけを行っていく必要があるというふうに考えております。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番(小川豊治君) ありがとうございます。

次に、環境課長にお伺いをいたします。

市の斎場の火葬の利用実績について、平成25年から27年の3カ年についてお伺いをいたします。

〇議長(永野裕夫君) 環境課長。

(環境課長 坂本和也君自席)

○環境課長(坂本和也君) 火葬件数の実績を申し上げます。

平成25年度313件、平成26年度311件、平成27年度、本年2月末現在282件でございます。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

- **〇7番(小川豊治君)** 大体、年300人程度ですか。そのうち、実際に斎場で葬儀が行われるケースがあると思うんですが、その葬儀が行われた実績数についてお伺いいたします。3カ年ですけれども。
- 〇議長(永野裕夫君) 環境課長。

(環境課長 坂本和也君自席)

○環境課長(坂本和也君) 斎場の式場を使った実績を申し上げます。

平成25年度64件、平成26年度71件、平成27年度、本年2月末現在66件でございます。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

- **〇7番(小川豊治君)** そのうち、斎場で葬儀が行われれば、通夜式があると思うがですが、 通夜式について実数をわかっておれば、お伺いいたします。
- 〇議長(永野裕夫君) 環境課長。

(環境課長 坂本和也君自席)

○環境課長(坂本和也君) お通夜の実績を申し上げます。

平成25年度47件、平成26年度39件、平成27年度、本年2月末現在45件でございます。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番(小川豊治君) 課長より斎場の利用についての答弁をいただきましたが、これをお聞きしますと、家族葬の場合もあると思うがですけれども、中には相当な人が参列をされることがありますけれども、私も年に何回か葬儀に参列するわけですけれども、ただその中で非常に高齢者の方が大半と言うと、言い方悪いですけれども、多くおります。そしてまたその中には体の悪い方もおられるわけですけれども、その方々のトイレを利用するわけですけれども、現在のトイレの状況について、市の斎場なんですけれども、洋式・和式を男女別にお伺いをいたしたいと思います。

〇議長(永野裕夫君) 環境課長。

(環境課長 坂本和也君自席)

〇環境課長(坂本和也君) 施設の状況を申し上げます。

男子トイレに和式が1室、女子トレイに和式が3室、身障者トイレに洋式便座が1つとなっております。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番(小川豊治君) 第2期の地域福祉計画の中で、高齢者・障害者の福祉施設の整備や公 共の場のバリアフリー化が挙げられており、高知県下各市町村の斎場も大半、洋式トイレが設 置をされておられます。

これについて高齢者・身障者、また、身体が不自由な方、先ほど、福祉事務所長から答弁がありましたが、本市の場合は高齢化率も高いですので、相当おるわけですけれども、また、これらの方々に対する早急な整備が必要と思われますけれども、これについての認識をお伺いいたします。

〇議長(永野裕夫君) 環境課長。

(環境課長 坂本和也君自席)

- ○環境課長(坂本和也君) 高齢者・身障者という社会的に弱い立場の方々に対しては、周りのみんなで優しくするという思いやりと、それに伴う環境の整備は重要であると認識をしております。
- 〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

〇7番(小川豊治君) 環境の整備は重要であるというふうに認識をしているということですので、認識はわかりました。

次に、市長にお伺いをいたします。

実は、この問題について、市長に対しての一般質問はどうかなというふうな思いもありまし

て、本来は予算決算委員会での質問を考えましたけれども、実は私、委員長でございますので、 やはりこの一般質問の中で、市民の皆さんと共通認識のもとで議論をしたらどうかという思い がありましたので、質問をいたします。

事柄は小さいですけれども、ちょっと庭先質問ではございませんので、ぜひ、理解をしていただきたいと思いますが、高齢者や体に支障のある方の切なる市民の願いとして、ぜひ、早急に対応をしていただきたいとの思いで質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

この斎場のトイレの整備について、市長に直接市民から洋式にしてほしいとか、バリアフリー化についてしてほしいとかいうことの要望は過去あったんでしょうか。直接市民から、そんな言葉が。

〇議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 今初めてお聞きいたしました。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

〇7番(小川豊治君) 特に市長に直接は市民からの声がなかったということですね。

市長の基本施策の1つに、お年寄りは誇りがあります。地域で安心して暮らせる仕組みづくりを基本に据えており、第七次市総合振興計画の中で、高齢化率44.2%、これ28年の今年の1月現在ですけれども、引き続き、高齢者の心身の状況や生活環境に取り組みますとうたわれております。

また、第2期の地域福祉計画の中で、この中で、市民の皆さんにアンケート調査をしておりますが、この調査結果を福祉計画の中に掲げてありますが、その中で、高齢者・障害者・児童福祉の整備、公共の場、道路、公共施設、公共交通機関などのバリアフリー化についての市民の要望が多く寄せられております。

国としても、先ほど、福祉事務所長の答弁がありましたが、平成6年6月29日、ちょうど 22年前ですけれども、法律第44号高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の 建築の促進に関する法律、ハートビル法ですけれども、これが施行をされております。それに かわり、新しく先ほど、所長も答弁がありましたが、平成18年6月21日、法律第91号、 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法でございますが、これが施行され、それ以来、公共施設や特定建築物は随分とバリアフリー化されており、本当に各、例えば劇場、集会所、娯楽施設、スーパーなど、本当に随分とこの法律によって整備をされており、近隣の市町村も大半、整備をされております。

高齢者や障害者のために優しい施策を市長、強く推進しておりますし、市の公共施設全体の

トイレの改善について、計画と実行をぜひしていただきたいと思います。

実は、この前に総務課で資料をいただきまして、庁舎を見たわけですけども、ちょっと認識 不足でしたが、資料をいただきますと、結構、洋式とバリアフリー化、だいぶ進んでおるがで す。そういうことで、結構進んでいるなと思ったわけですけれども、ぜひ、この点については、 バリアフリー化について、残っている分については、進めていただきたいと思います。

28年度予算に、図書館費に155万円、文化芸術振興費に120万円、トイレの改修費が 計上されておりますので、それを見ると計画的に進めておるかなという位置づけはされるわけ ですけれども、特に、先ほど、この会議、答弁を求めましたけれども、斎場につきましては、 非常に言いましたように、結構、ほとんど高齢者がおりまして、ぜひ、皆さんが一日も早くこ の解消についてはしてほしいというような要望も寄せておりますので、これについては早急に 解消を願いたいと思うところです。市長の答弁を求めたいと思います。

〇議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

〇市長(泥谷光信君) 小川議員の巧みな話術で、外堀をずっと埋めてこられての答弁であります。

私も若いときから、みずからが車いすに乗って、市内の施設の点検に回ったり、いろんな取り組みもしております。

ハード面もそうなんですが、やっぱり心の中のバリアフリーということで、施設、それから さまざまな面でのバリアフリー化に取り組んでいきたいというふうに思っております。

公共施設におけるバリアフリー化、その中でも斎場のトイレの洋式化ということではありますが、段差の解消や階段への手すりの設置、それからトイレの今、指摘のあった洋式化、また多目的トイレの設置など、現在、計画的に進めております。先ほど、指摘されたように図書館、それから文化会館は、来年度の予算に組んでおりますので、ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

今後も緊急を要するところから、順次、できる限り早く改修を行っていきたいと思っておりますし、人に優しい、安心・安全なまちづくりを今後も推進していきたいと思っております。 ご指摘の点については、庁内でまた検討させていただきたいと思います。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

〇7番(小川豊治君) 順次、計画的に進めていくということで、ありがとうございます。よ るしくお願いしたいと思いますが、市長、斎場のトイレなんですが、先ほど何回も言うように、 利用者結構いるがですよ。そしてまた、市長も時々、参列されると思うがですが、とにかく高 齢者がたくさんございます。その職員に聞きますと、足の悪い方につきましては、身障トイレを使ってもいいですよというふうな指導はしていただいておるようですけれども、足の悪い人に、本人にすれば100分の100じゃないですか。全体からは少ないですけれども、ぜひ、一日も早く斎場のトイレについて改修を願いたいと思います。その点についてよろしくお願いします。答弁をぜひお願いします。

〇議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

〇市長(泥谷光信君) 前向きに検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番(小川豊治君) 前向きなんですが、どの程度前向きなのか、市長、余談になりますが、 実は冒頭に言いましたが、この質問は市長になじむかどうか、私も実は悩んだがです。しかし、 以前にも杉村市長に対して、市町村のトイレのバリアフリー化について質問しました。ただ、 杉村市長はすぐ、議会終了後、直ちにやっていただきました。切なる願いでございますので、 ぜひ、一日も早く、市民の声ですので、よろしくお願いをいたします。

市長、答弁をお願いします。

〇議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

〇市長(泥谷光信君) 予算の伴うことですので、やはり予算計上もしなければなりませんので、庁内で検討して、前向きに検討していきたいと思います。

O議長(永野裕夫君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

〇7番(小川豊治君) わかりました。一応、3月議会、6月議会ありますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

時間もありませんので、それぞれ答弁をいただきました。

地方の時代といわれ、各地域では特色のある政策に取り組んでおりますけれども、昨年の国 勢調査によりますと、国全体が人口減、特に地方にとりましては、大半が減少をしております。 とりわけ本市においては、予想を超える人口減であり、昨年の7月7日の高知新聞の報道は、 土佐清水市の人口1万5,000人割ると報道され、相当なショックを受けましたが、依然とし てとまる気配はありません。

人口は全ての生活、経済、教育、あらゆる方面に影響があります。人口減は続いております けれども、産業振興や移住対策など進めながら、心豊かな土佐清水市を目指して、市民の皆さ んとともに夢と希望を持ち、知恵を出しながら頑張りたいと思います。

最後になりましたけれども、来月より県へ帰られます横畠浩治危機管理課長には、着任以来、 本市の最も緊急で最重要課題であります地震防災対策に積極的に取り組み、大岐の避難タワー の建設や、各地域の避難道の整備等、随分と取り組んでいただきました。

私も市民からの苦言や意見も述べさせていただきましたが、誠実な対応をしていただき、改めて深く感謝を申し上げます。

今後、この土佐清水市をぜひともご支援いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

また、今月末で退職される田村和彦水道課長には、長年にわたり、市民福祉向上のためにご 尽力をいただきました。特に、水道課長に就任されて以来、上水道の水源地は、私の居住する 加久見地区であり、その関係上、水道監視委員会を通じ、区長、役員ともども、市民へ安定的 な飲料水の供給のために、時によっては無理な提案やご意見も述べさせていただきましたけれ ども、各方面にわたり、本当にお世話になりました。そして、今月末で退職される職員の方皆 さんに、健康であることをご祈念申し上げまして、全ての質問を終わります。

○議長(永野裕夫君) この際、午食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時31分 休 憩 午後 1時00分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて、会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) こんにちは。同志会の西原強志でございます。通告に基づきまして、 一般質問してまいりますので、執行部の適切な答弁をお願いいたしまして、以下、3点について質問を行います。

1点目の財政健全化と長期見通しについてであります。

平成28年議会定例会3月会議の冒頭におきまして、市長は予算編成に当たっての平成28年度の一般会計当初予算の重点施策の所信表明がありました。

市長の予算の提案にもありましたが、予算規模は117億3,200万円で、前年対比4.8%の増額となっております。

性質別での予算額は、投資的経費 20.0%の23億5,078万円となって、対前年比17.4%の大幅な伸びとなっているところです。

主な事業としては、清水小学校の改築の2期工事分、学校給食施設新築事業など、12億7,659万円、また南海地震津波対策費1億4,054万円等を計上しているところであります。

義務的経費、人件費 1 8 億 6, 0 3 4 万円、扶助費 1 0 億 9, 2 0 9 万円、公債費 1 6 億 7, 4 9 1 万円など、合わせて 4 6 億 2, 7 3 4 万円、3 9. 4 % を占めているところであります。

その他の経費としましては、47億5,388万円、公債費は40.5%となっているところであります。

新聞報道によりますと、各市町村とも南海地震、津波関連予算等によりまして、平成28年度の予算規模は前年対比は大幅な増加となっているようであります。

ただ今、予算の性質別の概要を申し上げましたが、本市の28年度の予算編成に当たりまして、厳しい財政事情からして、どのような課題事項があるのか、また、どのように今後の財政 運営を図っていくのか、企画財政課長にお伺いいたします。

〇議長(永野裕夫君) 執行部の答弁を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長 早川 聡君自席)

〇企画財政課長(早川 聡君) お答えいたします。

平成28年度の予算編成につきましては、本会議初日に市長も提案理由説明で申し上げましたが、各課からの予算要求段階で、約6億3,000万円が不足するという、近年では一番厳しい予算編成となりました。

予算査定を経て、最終的に約1億3,000万円が不足をいたしまして、財政調整基金の取り 崩しにより、予算組を行ったところであります。

予算編成に当たっての一番の課題は、この不足額への対応が挙げられると思います。歳入不 足の主な要因としましては、人口減等による交付税の減や国保会計への繰出金の増額などによ るものであります。

今後の財政運営につきましては、昨年8月に策定しました10年間の長期財政見通しでも、 義務的経費の硬直化などにより、毎年2億円から4億円の歳入不足を見込んでおります。この 歳入不足につきましては、継続事業等の精査、公債費の抑制、行革の推進などにより、歳出抑 制を図った上、それでもなお不足が生じる場合に、最終手段として基金の取り崩しによる財政 運営を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) 課長が、今後10年間の長期見通しによりましたら、2億円から4億円程度の不足をすると。その対応としては、基金等の取り崩しも含めて検討したいということであります。

よくわかりました。ありがとうございました。

次に、平成28年度の当初予算での地方債の現在高見込み額では、平成27年度末が155億3,447万円、28年度末では162億1,249万円と前年度末より6億7,802万円の増額となっているところであります。この増加分は、平成28年度において、地方債を返還するなど、大型の事業実施に伴いまして、地方債の借入額のほうが増額となっていたものであります。地方債残高は、今後どのように推移していくのか、また地方債の借入残高のピークは何年度か、企画財政課長にお伺いいたします。

〇議長(永野裕夫君) 企画財政課長。

(企画財政課長 早川 聡君自席)

〇企画財政課長(早川 聡君) お答えいたします。

昨年8月に策定しました長期財政見通しにおける地方債残高は、平成28年度の166億5,000万円をピークに減少する予定でありましたが、平成28年度に実施を予定していました学校給食施設建設工事が1年先送りになったこともあり、事業の繰り越し等がなければ、平成29年度にピークを迎えることとなります。

以上でございます。

〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) 地方債の借入残高は29年度にピークだということであります。よく わかりました。

次に、実質公債費比率についてお伺いいたします。

実質公債費比率は、これまでにも、またこれからも財政の健全な運営を図るために、最も重要な支出であることはご承知のとおりであります。

人口減に伴う地方交付税及び市税収入の減少になれば、算定の計算方式である分母となる基準財政需要額も当然、減少することになりますので、実質公債費比率は高くなることになります。

地方債の借入については、財政運営にも影響が出てくることになるところです。

実質公債費比率は、今後、どのように推移する見込みであるのか、また3カ年の平均でのピークは何%か、企画財政課長にお伺いいたします。

〇議長(永野裕夫君) 企画財政課長。

(企画財政課長 早川 聡君自席)

○企画財政課長(早川 聡君) お答えいたします。

実質公債費比率は、平成25年度で平成13年の西南豪雨災害の災害復旧に係る起債償還の

終了、しおさい建設に係る起債償還補助の終了等により、平成26年度は単年度15.9%、3カ年平均16.7%と一時的に改善されましたが、消防庁舎建設、清水中学校建設などに係る起債の元金償還開始に伴い、今後は悪化をしまして、単年度は平成32年度の21.5%、3カ年平均では、平成33年度の21.2%がピークとなる予定であります。

以上でございます。

〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) ただ今、課長から答弁をいただきました。

単年度では、32年度に21.5%、それから3カ年平均では33年度21.2%ということで、 ここがピークということであります。

ご承知のように公債費につきましては、財政負担の程度を示すものでありますので、ぜひ、 公債費については、低いに越したことはありませんので、ぜひその辺も留意させていただきま して、適正な公債費比率に持っていっていただきたいと思います。

次に、財源不足の対応策についてであります。

平成27年8月に示された、課長も先ほどありましたが、長期財政見通しによれば、平成28年度以降、急速に財政状況が悪化し、32年度に3億9,000万円の財源不足となると見通しを示されているところであります。

財源不足の対応策について、どのように考えているのか、企画財政課長にお伺いいたします。

〇議長(永野裕夫君) 企画財政課長。

(企画財政課長 早川 聡君自席)

〇企画財政課長(早川 聡君) お答えいたします。

財源不足の対応としまして、歳入では、本市は市税等の自主財源が乏しい状況ではありますが、引き続き、市税等の徴収率向上に努め、また、地方債は過疎債等の優良債以外の交付税措置がない市債の発行の抑制、遊休施設の賃貸、売却など、民間への活用などによる歳入確保を図るとともに、歳出では、行革の推進による人件費、物件費等の抑制、既存事業の精査、見直し等を行い、効果が少ない事業の廃止、縮小などにより、歳出削減を図りながら、先ほどもご答弁させていただきましたが、最終手段として基金を取り崩して対応したいと考えております。以上でございます。

〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) ぜひ、将来の財政運営については、そういう財政見通しもありますので、ぜひ、健全な財政に努めていただきたいと思います。

次に、国勢調査に基づく人口減少に伴う財政への影響についてであります。

国調による人口減少に伴う地方交付税交付額の減額が予想されますが、地方交付税の減収見込み額はどの程度見込まれているのか、また、その他どのような影響があるのか、企画財政課長にお伺いいたします。

〇議長(永野裕夫君) 企画財政課長。

(企画財政課長 早川 聡君自席)

〇企画財政課長(早川 聡君) お答えいたします。

平成27年、国勢調査の速報値では、本市人口は前回数値から14%、2,249人減の1万3,780人でありました。全国1,719市町村のうち、8割以上の1,416市町村で人口が減少しております。また、今年度の地方財政計画における地方交付税は、対前年度比0.3%減で、ほぼ昨年並みの状況であります。

普通交付税の算定を今回の速報値人口に置きかえて計算すると、平成27年度実績から約3億2,000万円減となりますが、これまでもそうでありましたが、人口急減の補正率がかかるため、急激に減少することはないと見込んでおります。

5年前の国調人口が切りかわるタイミングでの普通交付税は、対前年度比で約5,700万円減、さらに5年前は約430万円減でありました。全国のほとんどの市町村で人口が減少していること。地方財政計画の状況などを勘案し、平成28年度予算は対前年度予算比2,000万円減で計上しています。その他の歳入では、今回の国調人口減に伴う影響は特にはございません。

以上でございます。

〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) ただ今、課長から答弁いただきました。

3億2,000万円程度の減少を見込まれるが、人口急減措置等によりまして、2,000万円ということでありますので、私が思ったように妙に少ないように思いますが、しかし、今年はこのような状況であっても、全体的な予算の今後の運営については、やはり交付税が毎年毎年、急減補正ということであればええですが、その辺が人口減少に伴って減少することも予想されますので、今後の運営についてはよろしくお願いしたいと思います。

次に、職員の定員管理についてお伺いいたします。

財政の健全化を図る上において、職員の定員管理は重要であることはご承知のとおりであります。昨今の地方公共団体を取り巻く環境は、少子高齢化、高度情報化の急激な進行に加え、地方分権の進展等、社会情勢が急激な変化を遂げているところであります。

それに伴い、地方公共団体に対する住民ニーズは、複雑化、多様化しており、これらへの対応に要する経費は大きなものとなっていると考えています。

そのために本市においては、社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行財政システムの確立に向けて、積極的にあらゆる面での改革を進めていく必要があるところであります。行政改革推進の重要事項の1つであり、行政サービスの水準低下を来すことがなく、最少の人員で最大の効果を生み出す簡素で効率的な組織とすることが求められているところであります。

職員の定員管理については、これまで職員の退職者の3分の1、3分の2など、退職者に対する職員の補充をするために職員を採用してきた経過があったようですが、本市は財政的に厳しい状況下の中で、財政の健全化を図るために、職員の適正な定員管理に努めてきていると思いますが、本市の職員の定員管理の実態と今後の方向性について、総務課長にお伺いいたします。

〇議長(永野裕夫君) 総務課長。

(総務課長 木下 司君自席)

〇総務課長(木下 司君) お答えいたします。

職員の定員管理の実態ですが、土佐清水市職員定数条例では、360名となっておりますが、 平成27年度の職員数は291名となっております。この職員数の減の理由は、土佐清水市行 政改革集中改革プランでは、平成17年度から平成21年度までの5カ年計画で、定員管理の 適正化を図るため、退職者の2分の1補充の計画目標を立て、実施した結果、退職者85名で 採用は35名となっており、目標以上の結果となっております。

また、平成22年度から平成26年度までの5カ年計画では、定員管理の適正化を図るため、 退職者の3分の2補充の計画目標を立て、実施した結果、退職者71名で、採用者は65名と なっており、目標達成には至っておりませんが、平成27年度は12名の退職者に対し、3分 の2以下の7名の採用となっております。

今後の定員管理の方向性につきましては、この11年間で職員数も61名の減となっておりまして、このままでは3分の2補充だと、仕事量及び新規事業等を考慮しますと、厳しい状況となっておりますので、実情に合った定員管理をしていく必要があると思われます。

以上でございます。

〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) 課長から、条例定数は360人、現在は291人、69名の減となっていると。3分の1とか、3分の2とかいうこともありますが、実態に応じた今後、採用していくということでありますので、その辺、3分の2とか、3分の1にしていけば、どうしても

仕事もありますので、その辺は適正に定員を定めて対応していただきたいと、よろしくお願い いたします。

次に、市長にお伺いいたします。

昨年に実施しました国勢調査速報によりますと、高知県においては、5年前の調査より3万5,995人減少して、72万8,461人、人口減少率4.7%となっており、初めての県下全市町村が人口減となっているところであります。

また、高知県の人口は、戦後最小となっているとの報道がなされているところです。

本市においては、2,249人減少して、1万3,780人と減少率14.03%となっており、本市は34市町村の中で減少率がトップの状況となっているところであります。人口の減少は、日本の全体が減少しているところでありますが、本市の人口減による経済活動の影響をどのように捉え、今後の市政の運営を図っていくのか、市長の所見を求めます。

〇議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

〇市長(泥谷光信君) 冒頭の提案理由説明でもご説明をさせていただきましたが、今回の国勢調査の速報値、これは大変厳しい数値であると認識しておりまして、総合戦略の取り組みが始まったこの矢先から、極めて厳しい数字を突きつけられたとそういうふうに認識をしているところでございます。

本市は、近隣市町村に買い物等の顧客が流出をいたしまして、既に商圏は消滅している状況であり、人口減によりこれまで以上に市内でお金が回らず、経済が循環しなくなるということが危惧されているところであります。人口の減少に伴う経済縮小という負の連鎖を断ち切るためにも、昨年、策定した土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた施策を着実に実行することにより、基幹産業を復興させ、雇用を創出し、本市への人の流れをつくり、外貨を獲得し、結婚・出産・子育ての希望をかなえ、地域のにぎわいを創出できるよう、市勢発展に向け、官民共同で取り組んでいきたいと考えております。

〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) 市長の答弁をいただきました。ぜひ、今後に向けて、施策の施行に向けて、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、市長にお伺いいたします。

先ほど、企画財政課長から28年度の予算編成にかかわって、地方債の現在高の現状、今後の推移、実質公債費比率等の答弁をいただいたところでありますが、人口が今後も減少していく見込みの中で、また経済活動においても厳しい状況が続くものと思われます。本市の今後の

財政運営をどのように推進していくのか、市長の所見を求めます。

〇議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 昨年8月に制定した10年間の長期財政見通し、これも企画財政課長から詳しく答弁がございましたが、毎年約2億円から4億円の財源不足が生じることが予想されております。大変厳しい財政状況が続くことが予想されておるところでありますが、しかしながら、厳しいこういう財政状況ではありますが、先ほど、企画財政課長からも答弁がありましたように、行政改革の推進のほか、既存事業の精査、見直し等により、効果が少ない事業は廃止、あるいは縮小し、歳出の削減を図り、一方で緊急を要する事業や効果が大きいと思われる事業には、積極的に投資する。そういうメリハリの利いた財政運営を限られた財源の中で有効に執行することで、健全財政に努めてまいりたいと考えております。

〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

〇8番(西原強志君) ぜひ、市長、よろしくお願いしたいと思います。

次に、2点目の就学援助費の支給状況等についてであります。

初めに、就学援助費をどのように認識しているのか、学校教育課長にお伺いいたします。

〇議長(永野裕夫君) 学校教育課長。

(学校教育課長 中津健一君自席)

○学校教育課長(中津健一君) お答えいたします。

就学援助費につきましては、教育基本法第4条や学校教育法第19条に規定されておりますが、小中学校児童生徒が就学するに当たり、経済的理由により就学に支障を与えないように援助する制度であり、対象児童生徒や家庭にとって、学校へ通学するに当たり、大きな役割を果たしているものと考えております。

以上であります。

〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) どうもありがとうございます。

次に、生活保護法による教育扶助の支給状況について、福祉事務所長にお伺いいたします。 生活保護の第13条の規定において、教育扶助は困窮のため、最低限度の生活を維持するこ とができるものに対して、次に掲げる事項の範囲内において行われるとあります。1つ、義務 教育に伴って必要な教科書、その他の学用品。2つ、義務教育に伴って必要な通学用品。3つ、 学校給食その他義務教育に伴って必要なものと各号に規定されているところであります。 はじめに、生活保護法の適用を受けている世帯数及び児童数は何人かお伺いいたします。

〇議長(永野裕夫君) 福祉事務所長。

(福祉事務所長 徳井直之君自席)

〇福祉事務所長(徳井直之君) お答えいたします。

平成28年3月1日現在の保護世帯数は189世帯、218人で、うち児童数は中学生が2名となっております。

〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

〇8番(西原強志君) 生活保護の適用を受けている世帯は189世帯で218人、その中で中学生が2名ということであります。よくわかりました。

次に、教育扶助の状況と支給項目について、福祉事務所長にお伺いいたします。

〇議長(永野裕夫君) 福祉事務所長。

(福祉事務所長 徳井直之君自席)

〇福祉事務所長(徳井直之君) お答えいたします。

現在の教育扶助の支給状況は、中学生のいる2世帯にそれぞれ月額9,530円を支給中です。 教育扶助の基本的な支給項目は、小中学生ともに基準額、学習支援費、学級費等からなり、中 学生1名につき月額9,530円、小学生1名につき月額5,540円となっております。

これ以外に教材代や中学校入学に必要な制服代等、義務教育に必要な場合は、別途支給決定の上、支給することとなります。

〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) どうもありがとうございます。

次に、先ほど申し上げました生活保護の第13条に基づく教育扶助に伴って、必要な教科書 その他学用品について、ただ今答弁いただいたところでありますが、支給額の決定についてど のようにされているのか、福祉事務所長にお伺いいたします。

〇議長(永野裕夫君) 福祉事務所長。

(福祉事務所長 徳井直之君自席)

〇福祉事務所長(徳井直之君) お答えいたします。

支給額の決定は、厚生労働省告示で示されている保護の基準をもとに行っております。

具体的な決定方法といたしましては、保護申請時の面談で世帯構成員の聞き取りを行い、同意書をもとに戸籍・住民基本台帳で世帯員の確認を行い、自宅訪問により世帯員及び生活状況の確認を行った上で、義務教育が必要な小・中学生のいる世帯には、生活保護法第13条の規

定により、教育扶助の支給決定を行っております。

〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) よくわかりました。

次に、就学援助費の支給状況についてお伺いいたします。

土佐清水市は、要保護準要保護児童生徒就学援助に関する要綱を定めているところでありますが、主な就学援助費の支給状況について、学校教育課長にお伺いいたします。

〇議長(永野裕夫君) 学校教育課長。

(学校教育課長 中津健一君自席)

○学校教育課長(中津健一君) お答えいたします。

本市で支給しております就学援助費には、学用品費など8項目あり、平成26年度における主な支給状況を申し上げますと、学用品費、小学校63名、70万416円、中学校57名、122万3,880円、通学用品費、小学校53名、11万1,380円、中学校41名、8万7,150円、PTA会費、小学校52名、11万7,023円、中学校48名、14万500円となっております。

〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

- ○8番(西原強志君) 課長、その合計はちょっとわからなかったけど、合計でよかった。
- 〇議長(永野裕夫君) 学校教育課長。

(学校教育課長 中津健一君自席)

○学校教育課長(中津健一君) 失礼いたしました。

8項目総計で590万7,834円になります。

〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

〇8番(西原強志君) わかりました。

次に、就学援助費の周知についてお伺いいたします。

同要綱第4条の規定によりまして、就学援助費の支給を受けようとする保護者は、児童等の存在する学校長に就学援助費認定申請書を提出することになっているようですが、就学援助対象費等への周知について、どのように行われているのか、学校教育課長にお伺いいたします。

〇議長(永野裕夫君) 学校教育課長。

(学校教育課長 中津健一君自席)

○学校教育課長(中津健一君) お答えいたします。

就学援助制度の周知といたしましては、新入学生の保護者への入学説明会において説明する とともに、年度初めに学校経由で、全保護者に申請に関する案内文書を配布しております。

また、年度途中の転校生に対しましても、転入時の面接の中で、学校から説明を行っており、 市学校教育課のホームページにも就学援助制度のお知らせを載せているところであります。 以上であります。

〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

- ○8番(西原強志君) 今、課長が言われたように、その周知については、万全を期している と思いますが、聞いてなかったとか、知らなかったとかいうようなこと過去にあったかどうか、 その辺、お伺いしたいと思います。
- 〇議長(永野裕夫君) 学校教育課長。

(学校教育課長 中津健一君自席)

- **○学校教育課長(中津健一君)** 私どももこの制度について学校のほうといろいろ話を聞いている中では、特段、そういう話は聞いたことはないですし、また改めて相談があったときには、随時、対応しているところであります。
- 〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) わかりました。

次に、本市の部活動の現状と就学援助費支給の有無について、どのような状況になっている のか、学校教育課長にお伺いしたいと思います。

〇議長(永野裕夫君) 学校教育課長。

(学校教育課長 中津健一君自席)

○学校教育課長(中津健一君) お答えいたします。

清水中学校に設置しておりますクラブは、体育部として、陸上部や野球部など9部、文化部として美術部と音楽部の2部、計11部となっております。

次に、クラブ活動に対する就学援助費につきましては、クラブ活動が全員参加でないことや、 クラブによって大会回数、費用が大きく異なることなどから、対象としておりません。 以上であります。

〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) 陸上部とか野球部等、全部で11部あるということでありますが、よくわかりました。

次に、部活動に対する就学援助費の支給状況はどのようになっているのか、他市の支給状況 についてお伺いしたいと思います。

〇議長(永野裕夫君) 学校教育課長。

(学校教育課長 中津健一君自席)

○学校教育課長(中津健一君) お答えいたします。

県内11市のうち、支給しております市は1市、支給していない市は本市を含め10市であります。

以上であります。

〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) よくわかりました。

次に、就学援助費の支給要綱についてお伺いいたします。

本市は、就学援助費の支給については、要保護準要保護児童生徒就学援助に関する要綱の規定に基づきまして、経済的な理由から就学困難な児童生徒に対して、学用品、通学用品、新入学用品、修学旅行費等々を支給しているところですが、部活動、つまりクラブ活動費は支給の対象にしてないということで、ただ今、課長から答弁がありましたが、また県下の中においても、安芸市のみが支給しているとのことでしたが、学校生活において、クラブ活動をしたいが、家庭の経済的な理由等により、クラブ活動ができない児童生徒がいるわけでありますので、就学援助費の支給要綱の見直しの際には、ぜひ、クラブ活動費も含めて支給の対象にするよう、検討していただきたいと思いますが、再度、学校教育課長の答弁をお願いいたしたいと思います。

〇議長(永野裕夫君) 学校教育課長。

(学校教育課長 中津健一君自席)

○学校教育課長(中津健一君) お答えいたします。

本市の就学援助費につきましては、学用品費やPTA会費など8項目を対象としており、先ほどご答弁いたしましたとおり、クラブ活動は対象としておりません。

クラブ活動を新たな就学援助費の対象とすることは、その財源が一般財源であり、また本市 におきましては、クラブ遠征費等の保護者負担を軽減するため、バス借り上げ料や宿泊費とし て土佐清水市中学校体育連盟に助成を行うなど、幡多管内では他に劣らない支援体制をとって いることなどから、現時点では現行制度で運営してまいりたいと考えております。

以上であります。

〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) 課長としては、なかなかできないということでありますが、ただ今の学校教育課長から答弁いただきましたが、クラブ活動費の支給については、財政上からして厳しい状態とのことであります。この就学援助費につきましては、現在は市の単独事業として支給されていますが、以前は、国庫補助制度によって支給をしていたところであります。平成17年度より国の三位一体改革によりまして、国の補助を廃止して、税源移譲により財政措置を行っていることであります。そのことによりまして、各市町村が単独で実施してきたところであります。

税源移譲により、どのような状況で財政措置がされているのかについては、詳細は私はわかっておりませんが、このような経過があったことについては、認識をしていただきたいところであります。

先ほどにも申し上げましたが、学校生活においてクラブ活動をしたいが、家庭による経済的 な理由等により、クラブ活動ができない児童がいるわけであります。

また、市長は5つの基本政策の1つに、子どもは宝を掲げ、子育て・教育環境の充実を行うとして、事業推進を図っているところでありますので、このような政策推進からも児童生徒へのクラブ活動費を就学援助費の支給の対象にするよう、改めて要請しますが、教育長の所見をお願いしたいと思います。

〇議長(永野裕夫君) 教育長。

(教育長 弘田浩三君自席)

○教育長(弘田浩三君) お答えいたします。

先ほど、課長も答弁いたしましたが、本市はクラブ活動に対し、他に劣らない支援体制にあると考えております。

しかしながら、児童生徒の減少をはじめ、子どもの貧困問題など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。

また、平成30年度から学校給食実施も具体化する中、就学援助制度として、どのように取り扱うかを含め、市長部局等と連携のもと、総合的に検討してまいりたいと考えております。 以上であります。

〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

〇8番(西原強志君) 教育長の答弁では、総合的に学校給食費も含めて、総合的に検討する ということでありますので、私は前向きに捉えて、ぜひ、この検討の中にはめていただいて、 支給についても十分検討していただきたいと思います。 次に、副市長にお伺いいたします。

福祉事務所長は、生活保護に基づく教育扶助の支給状況について、また、学校教育課長から 就学援助費の支給についての答弁をいただいたところであります。

教育基本法第4条の規定では、教育の機会均等を規定されております。全ての国民は等しく、 その能力に応じた教育を受ける機会を与えなければならず、人種・信条・性別・社会的身分・ 経済的地位または門地によって教育上差別されないと規定されているところであります。

教育委員会としての就学援助費として、要保護・準要保護、または福祉事務所としては、要 保護の児童生徒に教育上として、それぞれ支給しているところであります。

教育委員会から要保護・準要保護の児童生徒に支給する就学援助費と福祉事務所からの教育 扶助と、今の支給状況では、支給額に開きがあるのではないかと思っておりますが、就学援助 費での支給と教育扶助での支給については、同額を支給すべきではないかと思いますが、副市 長の所見を求めます。

〇議長(永野裕夫君) 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

〇副市長(磯脇堂三君) お答えします。

議員ご案内のとおり、就学援助費につきましては、教育基本法第4条及び学校教育法第19条の規定により、教育扶助につきましては、生活保護法第13条の規定により、それぞれ支給を行っております。

就学援助費の要保護者に対する支給につきましては、修学旅行費を除く以外は、教育扶助で行っており、準要保護者、これは市単独事業で対象者は市県民税の均等割世帯までになっておりますが、に支給している状況でありますので、議員ご案内の両方の同額支給につきましては、制度上からも困難なものと考えております。

以上です。

〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

〇8番(西原強志君) 制度上からということでありますので、よくわかりました。

次に、教育長にお伺いいたします。

就学援助費の児童への支給等に当たってのプライバシー保護の対応をどのように行っているのか、お伺いいたします。

〇議長(永野裕夫君) 教育長。

(教育長 弘田浩三君自席)

〇教育長(弘田浩三君) お答えいたします。

プライバシー保護等につきましては、学校において就学援助費の申請やその後の通知を含め、 封筒等に入れるなど、他の児童生徒等に気づかれないような配慮を行っております。

また、支給時においても、プライバシー保護のために、保護者の銀行口座等への振り込みを 原則としておりますが、学級費などの支払いが滞る家庭の場合には、保護者の同意をいただい た上、学校にて精算を行った後、参観日の二者面談のときなどに、保護者に直接支給するなど、 細心の注意を払った対応を行っているところであります。

以上でございます。

〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

この件については、いじめの問題とか、差別の問題とか、いろいろ出てくる可能性もありますので、ぜひ、最善の注意を払って対応をしていただきたいと思います。

次に、3点目の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求について、この件については、昨年の12月議会で質問する予定でありましたが、ちょっとおくれましたが、今回、時間もありますので、質問させていただきます。

3点目の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求についてであります。

この件については、平成27年度の改正法、つまり戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給 法の一部を改正する法律に基づき、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金が支給されることにな りました。

趣旨としては、戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の 尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等の遺族に特別弔慰 金を支給するものであります。

今回の改正法に基づき、特別弔慰金の支給要件及び請求期間について、どのようになっているのか、福祉事務所長にお伺いいたします。

〇議長(永野裕夫君) 福祉事務所長。

(福祉事務所長 徳井直之君自席)

〇福祉事務所長(徳井直之君) お答えいたします。

平成27年4月1日現在、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方(戦没者の妻や父母等)がいない場合に、1、平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方、2、戦没者等の子、3、戦没者等の(1)父母、(2)孫、(3)祖父母、(4)兄弟姉妹、4、戦没者等の三親等内の親族で、戦没者の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方が対象となります。

請求期間は、平成27年4月1日から平成30年4月2日までとなっております。

〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) 所長より丁寧な説明をいただきまして、ありがとうございます。 次に、本市の支給が見込まれている遺族者は何人か、所長にお伺いいたします。

〇議長(永野裕夫君) 福祉事務所長。

(福祉事務所長 徳井直之君自席)

〇福祉事務所長(徳井直之君) お答えいたします。

前回、10年前の特別弔慰金を請求された方が659人でしたので、支給対象の方が亡くなっている場合もあると考えられますので、この数よりは少なくなると思われます。

〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

〇8番(西原強志君) 659人ということであります。ありがとうございます。

次に、既に特別弔慰金の請求を済ませた遺族者は何人か、福祉事務所長にお伺いいたします。

〇議長(永野裕夫君) 福祉事務所長。

(福祉事務所長 徳井直之君自席)

○福祉事務所長(徳井直之君) お答えいたします。

平成28年3月1日現在で、申請された件数は285件、43.2%となっておりまして、その中で、国債が交付された件数は136件、20.6%となっております。

〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

〇8番(西原強志君) 既に済ませた方、285人で43.2%ということで、ありがとうございます。

次に、特別弔慰金の支給が見込まれている遺族者に対して、これまでにどのような方法により周知を図ってきたのか、福祉事務所長にお伺いいたします。

〇議長(永野裕夫君) 福祉事務所長。

(福祉事務所長 徳井直之君自席)

〇福祉事務所長(徳井直之君) お答えいたします。

特別弔慰金のお知らせを平成27年7月号と平成28年3月号の2回、広報とさしみずに掲載いたしました。

平成28年度も広報に掲載したいと考えております。

国からは、平成27年8月15日の高知新聞を含む全国の新聞に広報が掲載されたところで

す。

また、国から平成27年8月11日発送で、今回、新規受給権の可能性のある方へ、個別に制度案内が送付されております。高知県内で879人の方に送付されております。

以上です。

〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) ただ今、所長の答弁によりますと、広報でも出していただいて、国からの通知もあったというようでありますが、支給が見込まれる遺族者は659人、これまでに既に請求がなされている遺族者は285名について、先ほど言われましたように43.2%となっておるようであります。

請求期間は3年後の平成30年4月2日となっておりますが、請求されていない残りの支給が見込まれる遺族者に対して、請求漏れの心配をするところであります。

請求が見込まれる遺族者に対して、市からの文書等で喚起していただいたらと思います。

市としては、昨年の広報7月号に掲載し、国も含めて周知を図っていただいておりますが、 再度の掲載する時期等また、対象者への個別通知を含めて、所長の所見を求めたいと思います。

〇議長(永野裕夫君) 福祉事務所長。

(福祉事務所長 徳井直之君自席)

〇福祉事務所長(徳井直之君) お答えいたします。

平成28年度の広報につきましては、前回と同じ7月号の広報を予定しております。

それから未申請の方への個別の案内につきましては、前回申請者から死亡等で変更になる場合もあり、若干難しい面もありますが、来年度に検討してまいりたいと考えております。

〇議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) 所長から前向きな答弁をしていただきました。未周知についても、個別に通知をいただく。また、広報にしても、来年度に行いたいということでありますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

あとになりましたが、3月末をもって転任される危機管理課長の横畠さん。2年余りの間、 本当に防災減災対策のために献身的に取り組んでいただきましたことを、まことにありがとう ございました。この場をおかりいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

新しい赴任先での活躍をご祈念申し上げます。

また、田村水道課長はじめ、退職される職員の方、本当に長い間、ご苦労さんでございました。

退職後は、特に健康には気をつけていただき、一市民として市政発展のためにご尽力をいた だくことを心からお願いいたしまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございまし た。

O議長(永野裕夫君) この際、暫時休憩いたします。

午後 1時53分 休 憩

午後 2時04分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

10番 岡﨑宣男君。

(10番 岡﨑宣男君発言席)

○10番(岡崎宣男君) ご苦労さんでございます。

昼からのお疲れのところ、最後でありますので、機嫌よくひとつ聞いていただいて、執行部からは本音の答弁をお願いいたします。

今回、私は、足摺森林公園、これはこの前、12月会議で通告をしておったんですけれども、ちょっと薬草で時間を食いましてできませんでした。改めてこれやるわけですけれども、かなりちょっと長くなりますが、それと足摺テルメの活用というようなことで、ちょうど今朝、この皆さん、既にご案内のように見たと思いますけれども、足摺テルメ4期連続赤字、累計9,765万円、合宿撤退が痛手、合宿撤退、これ多分野球のことだろうと思いますけれども、これが痛手になってこういうふうになったと。これをずっと続けていたら、また市のほうの委託料にもはね返りはせんかなという心配もいたします。

また、議会へ来ていても、今、市内あちこちで苗床をビニールかぶせてやっております。いよいよこれは稲作の始まりやなと。3月はそれぞれ若い衆が卒業して、別れもあり、また、4月になったら来て、出会いもあるというふうな中で、私、気合いを入れて質問をしようと、こういうふうに思っております。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

12月議会で通告をしながら、時間調整ができなかった足摺森林公園に架設されている吊り橋の老朽化問題など、中のこともありますけれども、お聞きをします。

本件につきましては、市長も副市長も現課長もそれぞれ担当しておりましたので、内容はよく認識をされているかと自分では思っております。できる限り、詳細に答弁はお願いをいたします。

ゆっくりとはっきりとお願いします。早く言われたら、私、ちょっとわからんところあって、 それでは第1間、森林公園の設置目的である林業の活性化、森林のレクリエーション的活用は、 現在のところは見えておりません。

次のことについて、農林水産課長に具体的な答弁をお願いいたします。

何年ぐらい営業活動、300円取っていたかですね。営業していたか、利益はあったかどうか、休眠状態になってから5年は経過したと思うが、正確には何年でしょうか。林業振興に役立った時期はあったのか、あったとすれば、いつごろなのか、なお、5年ぐらいはあったのかどうかにつきましては、平成26年1月19日付のこの高知新聞の中にもいろいろ書いてありますけれども、これらを参考にしながら、農林水産課長に答弁を求めます。

○議長(永野裕夫君) 執行部の答弁を求めます。

農林水産課長。

(農林水産課長 文野喜文君自席)

〇農林水産課長(文野喜文君) お答えをいたします。

何年くらい営業活動と利益はあったかということでございますが、平成6年度に工事を行い、 平成7年度から開園し、吊り橋の老朽化による通行制限を行った平成23年度までの17年間 であります。

営業として料金を徴収していたのは、平成7年4月からで、林間滑り台で1回300円を徴収をしておりました。実績としましては、平成7年度4,591回で、137万7,000円、平成8年度1,673回、50万2,000円、対前年度比2,918回、約87万5,000円の減少となり、平成15年度には924回、27万7,000円となっております。

平成16年度からは、施設に職員を常駐させずに、希望があれば対応する方式で、平成20年度まで運営をしておりました。

公の施設であり、利益を追求する目的のものではありませんが、人件費、維持管理費等を勘 案し、金銭的な収支ではマイナスでありました。

次に、休眠状態になってから何年くらい経過したかについては、施設の安全管理等を考慮して、平成23年度に歩道橋からの出入りを制限しており、これを休眠としますと、4年が経過したことになります。

ただ、南側の西川付近から遊歩道への出入りは可能であり、地元の方々は利用されていると お聞きをしております。

林業振興にどのように役立ったかということにつきましては、森林に親しんでいただくことの目的と、当時の温浴施設足摺テルメへのにぎわいと集客を目指して設置されました。

開園当初は、アスレチック施設や林間滑り台などで、家族連れや小学校の遠足などで利用され、林業体験教室での間伐体験や、小学生による巣箱の設置や、市民による植樹など、多くの市民が森林に親しんでおりました。

なお、公園の管理面で、当時は地元から2名の雇用を行っておりました。 以上でございます。

〇議長(永野裕夫君) 10番 岡﨑宣男君。

(10番 岡﨑宣男君発言席)

- **〇10番(岡崎宣男君)** 一定の時期は効果があったというようなことで、なぜやめたのかなというふうに思っておりますけれども、課長、これやめたのは、とりあえずお金がもたんと。 農林水産課長、やめた理由は。もう一回言って。
- 〇議長(永野裕夫君) 農林水産課長。

(農林水産課長 文野喜文君自席)

○農林水産課長(文野喜文君) 利用者の減少と、今言うのは滑り台のほうでございます。滑り台につきましては、金銭面の減少と、利用効果、利用者の減少によりまして、それで減少したことによって、滑り台のほうは終了しております。

ただ、吊り橋につきましては、老朽化の危険性に伴って、通行を制限したということです。

〇議長(永野裕夫君) 10番 岡﨑宣男君。

(10番 岡﨑宣男君発言席)

- **○10番(岡崎宣男君)** それで、次に、これについての予算ですけれども、予算は2億円という人もあれば、もっとやと、あるいは高知新聞は2億7,000万円と書いてありますけれども、正確にはどのくらいの金額で計算、どのくらいの金額で完成したか、予算原資はどのようになっておるのか、これらも市なり、補助なり、具体的にお答えを農林水産課長に答弁願います。
- 〇議長(永野裕夫君) 農林水産課長。

(農林水産課長 文野喜文君自席)

〇農林水産課長(文野喜文君) お答えいたします。

当時、森林活用施設整備事業によりまして、総事業費が2億9,186万1,000円、そのうち、用地費2,181万1,000円を除く2億7,000万円が補助対象額でございまして、財源内訳は国費が50%、県費が11%、一般財源が39%でございます。

起債の償還につきましては、平成21年度に償還を終えております。

以上でございます。

〇議長(永野裕夫君) 10番 岡﨑宣男君。

(10番 岡﨑宣男君発言席)

〇10番(岡崎宣男君) 21年に償還は全て完了しているというようなことですけれども、 総額2億9,186万1,000円、これだけお金かかっておるわけですから、休眠状態をほって いくのはいかがかと思いますけれども、次に、私は、ジオパーク的にこれ見てみると、海には 地域の宝として、大岐のすばらしい浜があります。森林公園も同じく山の宝として整備して、 ジオパークに生かせると私は思っておりますが、この辺については、どのようなものか、また 森林公園には、細かいことですけれども、当時はクワガタとか、カブトムシ等もおったようで すけれども、今は既に何もしなかったら、あんなものおらんようになるがやけん、おらんと思 うが、この森林公園を再生して、ジオパークに生かせんかなとこういうふうに私自身は思うん ですけれども、本件については、副市長に答弁を求めます。

〇議長(永野裕夫君) 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

〇副市長(磯脇堂三君) お答えします。

森林公園をジオパークに生かせないかということでございますけど、担当課に聞きますと、 現在、ジオサイトの選定を行っているとのことで、山間部でのサイトは唐人駄場、白皇山を候 補地にしているところでございます。

森林公園が学術的に価値がある場所であれば、今後、検討したいということでございました。 また、カブトムシの飼育につきましてでございますけれど、平成14年ごろから飼育を行い まして、約4年ほど飼育をしたという実績がございます。その後は、飼育については行ってお りません。

以上です。

〇議長(永野裕夫君) 10番 岡﨑宣男君。

(10番 岡﨑宣男君発言席)

○10番(岡崎宣男君) 副市長、地域はジオパークの検討はすると。ここもようしたら、何とでもなるんじゃないかと思うから、今後の課題として捉えていただきたいと、こういうふうに思います。

次に、各施設の状況についてお聞きをいたします。

これは林間滑り台というのがあるようですけれども、私は入ろうと思っても立ち入り禁止になったから入ってないが、公園内の施設はどのような状態になっており、どのようなものがあるのか、これについて農林水産課長、答弁をお願いいたします。

〇議長(永野裕夫君) 農林水産課長。

(農林水産課長 文野喜文君自席)

○農林水産課長(文野喜文君) お答えをいたします。

公園内の主な施設としては、林間歩道、歩道橋、林間広場、丸太遊具、管理棟、植物観察施設、林間滑り台がございます。

施設の現状でありますが、林間歩道につきましては、一部、枝が歩道まで覆いかぶさっており、通行しづらい状況があります。

歩道橋につきましては、木製部、鋼製部ともに塩害・老朽化により、損傷がございます。特に床板、欄干部は腐食が進んでおり、安全上から通行を禁止しております。

林間広場に配置された丸太遊具は腐食が進行し、使用が困難な状況であります。

管理棟につきましては、公園内の清掃道具などを保管するなどしております。

植物観察施設は、先ほどにも申しましたが、現在は使用されておりません。

林間滑り台につきましては、滑り台の部分は健在でございますが、周辺が荒れたままになっております。

以上でございます。

〇議長(永野裕夫君) 10番 岡﨑宣男君。

(10番 岡﨑宣男君発言席)

○10番(岡崎宣男君) いろいろな施設あるようですけれども、それほど管理はされてないようであるが、管理せんかったら、しばらくたったら、これまたぼろぼろになるわね。ぼろぼろになってまた余計にお金要ると思うんですけれども、そういうような現状をどういうふうに思うのかというのと、平成26年の高知新聞には、吊り橋の修理を含め、何らかの策を検討したいと、これ報道されているのは、これ皆さん、足摺森林公園荒れ放題、土佐清水市2年以上ほったらかしというのが、皆さん既にわかっておると思います。その中に市は吊り橋の修理を含め、何らかの策を検討したいとこういうふうに書かれています。

こうやって書いている以上、検討はしていると思いますけれども、検討しているとしたら、 その内容について具体的にどんなことを検討しているのだと。あるいは管理棟にしろ、何にし ろ、全く検討していないなら検討していないで、そういうふうに答えていただいたらええんで すけれども、検討されているとしたら、どのような検討をされているのか、具体的に副市長に 答弁をお願いいたします。具体的にお願いします。

〇議長(永野裕夫君) 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

〇副市長(磯脇堂三君) お答えします。

新聞報道後の対応につきましては、老朽化が進んでいる吊り橋の床板と欄干部の修繕費の見積もりを行いました。見積もりの結果、約800万円程度必要であることがわかりましたので、有利な補助事業、県単独の補助事業がないか、県とも協議を行いましたが、有利な事業がなく、単費での予算化は難しく、現在に至っているところが現状でございます。

また、森林公園の活用方法についても、県の指定管理を受けている山林協会に県を通じて、

森林公園を活用した森林学習などができないか、相談を行いましたが、具体的な実施に至っておりません。施設の老朽化は、本施設に限らず、一定年数が経過した施設については、老朽化は避けて通れないのが現状でございます。設置後数年が経過した施設につきましては、設置当時の状況から、市民ニーズ等も変化してきておりますので、有効な活用方法を再検討する必要があると考えております。

以上です。

〇議長(永野裕夫君) 10番 岡﨑宣男君。

(10番 岡﨑宣男君発言席)

〇10番(岡崎宣男君) それは、副市長、年がたったら老朽化するのはあなたのいうとおり、間違いない。それはあなたに言われなくても私もわかっている。そやけれども、ああやって立ち入り禁止で、せっかく向こうええもんがありながら入れんと。800万円ぐらいで資金か、出る補助とかいろいろ出るところがないと。そやからやめるというのやったら、これはちょっと芸がなさ過ぎるんじゃないのかなと自分では思います。

せっかくある、そしてあのまま置いていても、仮に直しても、つぶしても、お金は相当要る やろう。とてもじゃないが、これつくるのに、吊り橋つくるのに1億円ぐらいかかったとして も、これ落とすといったら相当要る。また、附属施設とかなんとかやったら、何ぼでも要るよ うになるわけですから、そやから予算がもちろん市も財政やから、これなかったんでしょう。 なかったんやろうけど、何かせんと、これ撤退するなりなんなりせんことには、このままで検 討する、検討すると言ったところで、具体的に何というふうに検討するのかというのは全く今 の答弁ではわからんが、直す方向に検討するのか、廃止する方向に検討するのか、せめてその ぐらいな方向づけの答弁をいただきたいと思うが、副市長、いかが。

〇議長(永野裕夫君) 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長(磯脇堂三君) 今、議員がおっしゃるように、具体的に全て条例を廃止して、その森林公園自体をやめるのか、おっしゃられるように、吊り橋を再度安全で利用できるようにするのかというのは、今の時点では具体的な計画はございません。正直言いまして。総合的に判断をしないといけない部分でございますので、実際、費用をかけて、当時が約800万円程度、床と欄干を直すのにかかると。必要やということがありましたけど、今時点での見積もりもとってございませんので、そういう補助事業もない中で、単費をかけてそういうのをやっていくとなると、森林公園、吊り橋だけの問題じゃなくて、森林公園全体の利活用の部分も含めて、考えていかないといけない問題になりますので、その点については、今時点では、そこまでの考えというか、計画はございません。

〇議長(永野裕夫君) 10番 岡﨑宣男君。

(10番 岡﨑宣男君発言席)

〇10番(岡崎宣男君) 今、具体的なのと、財政的な問題から、全体を考えて今後検討する というようなことですので、それはそれでいいでしょう。橋もあるけど、向こう、さっき答え ていたように、向こうには鳥もあれば、昆虫もあれば、針葉樹もあれば広葉樹もある。そやか ら、森林に対する教養といいますか、あるいは子どもらに対する情操教育というか、そんなの は幾らでも活用できるものと。それから次に、質問しておるけれども、テルメのインターネッ ト見ていたら、これ、森林公園、橋がきれいに映ってます。カラーで。あれ見ていて来る人も あるかもわからんし、同じ考えるなら、テルメ、足摺全体を考えて、あそこは本当に小学生や 中学生や、あるいは一般の方や、そういうような学習の場として捉えたら、私は活用はできる のじゃないかと。条例の改正というのは、その後に言おうと思っていたけども、副市長言った からええようなもんの、やるかやらんか、それだけの問題やないけん。森林とか、昆虫とかの 学習の場というのは、それほどあるわけやない。せっかくそこへやっていて、設置したときの 目的がこれは、ちなみに読んでみますけれども、目的及び設置、これは足摺森林公園設置条例、 これを読みます。「森林の有する保健休養的利用を促進し、林業の活性化を図る施策の一つと して、森林資源のよさを生かしながら、森林のレクリエーション的利用などの総合的な活用を 都市との交流推進により、地域林業者の定住化、就労の場の確保を図るため、土佐清水市足摺 森林公園を設置する」と、こういうような立派な目的、行政目的があるわけです。今のところ、 見たところ、行政目的というのは、一時期は達成されたかもわからんが、今のところ、絵に描 いた餅というようなところで、これを活用しながら、テルメ活用しながら、足摺全体を活用し ながら、学習の場にできんかなというのが私の思いでありますけれども、副市長の答弁により ますと、今はこれ以上言ってもいかがかな。無理やろうなと思うからやめておきますけれども、 いずれにしても、あそこ自体、2億9,000万円もかけ、ほっていたら、市民感情としたら何 ともやり切れない気がするわね。いずれにしてもです。市民感情として、さっき、今回 162億円、負債合計、一般会計であるやないですか。水道会計でも27億円かかる。これだ けのときに、こういうのをほっておくというのも1つ、ほって将来的いかんならやめたらええ とは思いますけど、そこまで言うことでもないかな。

インターネット、ずっと載ってます。いつまでも、誰が見ても、駐車場のところから真っすぐ森林公園あるんやなというようなことは、誰でも思うがやけん。入れないなら入れんで、インターネット、あるいは動画出しているのかな、インターネットからそこを削除するとかしないと、せっかく都会から来る、どこから来ても、何や、ある思ったのにないがかえというようなことになりますので、その点も副市長、よく考えないといかんとこういうふうに思います。

私としたら、多額の予算を組んで、条例をつくって、必要だから設置した。今、農林水産課長もわかりました。何年かはそれで有効にいっとったからそれはええとしても、このような施設を活用されないことは、市民感情としては、施設管理されようがされまいが、今の現状というのは、無駄としか私は思っております。納得ができるものではありません。私もこの質問しながら、何人かに聞きましたけれども、多くの市民もまことやと。もったいないのというような声ばかりで思っております。

さっき、市長、副市長、答えたから再度になりますけれども、今後、どのように対応する予定か、それではどうももうひとつないようですので、さらに今後、市が管理不能なら、あるいは管理できんのなら、民間の力、民間の頭を借りたほうがええ。市がどうせできんなら、民間に譲渡するなり、貸与をするなり、条例を改廃して、やめるなりなんなりして、一定のけりをつけたらどんなものか。けりをつけなかったら、こんなことをまた思い出すもんね。僕もまた思い出すかもわからん。思い出したらまた言いたくもなる。条例、また変えというのもなかなか無理な点もあるかもわからんけれども、けりをつけたらいかがかなと思います。

行政で全部が全部うまくいくというようなことはないというようなことは私は認識しておりますけれども、将来的に行政ができないなら、民間の力を借り、対応されたらどんなものかと。遊休施設の売却等も、さっき、企画財政課長も言っていたけれども、このようなところに入るのかなと。さっきの西原議員の質問で思いながら、1回聞いてみようとこういうふうに思ったわけでありますが、本件、これ市長にご所見を伺います。

〇議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 今、農林水産課長、副市長と岡崎議員とのやりとりを横で聞いていたところでありますが、もう一回原点に、最初にちょっと帰るかもわかりませんが、議員がおっしゃられたように、この森林公園は、森林の有する保健休養的利用を促進し、森林資源のよさを生かし、レクリエーションなど、総合的な利用を促進し、そして雇用の確保、これも図ることと当時、大変苦戦しておりました足摺テルメの利用者の増大につなげることを目的にしたというふうに聞いておりますし、ずっとこれまでの経過は、課長が説明したとおりです。

この森林公園は、国・県の補助を受けて整備しておりますので、補助金等にかかわる予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる適化法との関係も1つは整理をしなければなりませんが、民間の事業者で興味を持って、これを引き継いでやりたいというところがあれば、それは結構なことだと、そういう適化法の関係を整理できれば結構なことと思いますし、また、廃止も含めたそういうことも視野に入れて、今後、とにかく地元の考え方も大変重要になってくると思いますし、また観光振興面との整合性も図らないといけませんので、ここはもう一回原点に返

って検討していきたいというふうに考えます。

〇議長(永野裕夫君) 10番 岡﨑宣男君。

(10番 岡﨑宣男君発言席)

〇10番(岡崎宣男君) 何となく私の考えでは、前向きな答弁か、後ろ向きな答弁か、自分 ではちょっと判断できないようなあれですけど、法律でいける範囲のことで、前にいかないこ とには、つぶしたって何にもならんと。つぶすなら思い切ってつぶせというようなところです。 これはこれで2年前の高知新聞ですけれども、これも1つの市民の感情をあらわしているもの とこういうふうに思いますので、一応、参考までにちょっとだけ読んでみます。「足摺森林公 園荒れ放題、土佐清水市、2年以上ほったらかし、入口の橋も劣化、通れず」こういうような 見出しで、写真もありますけれども、手入れされず荒れ果てた足摺森林公園、通行止めになっ たままの吊り橋というようなことで、るるいろいろ予算のことを問うた地元住民の声なんかも、 地元住民らも、子どもたちの夢を育てる会を結成してやりよったというようなこともあります ので、これは真剣に考えてもらわないと、公債費率も32年には21.5%になるくらいな厳し い財政状況のもと、これをつくるにしても2億9,186万円、3億円くらいのお金も全て市民 の税金、あるいは国民の税金でやっていることですから、こうやって、僕が一番言いたいのは、 こんなふうに一応こんなことあるけん、注意したらどうかというようなことがあった場合は、 何らかの措置なりとなんなと前にでも行っていたら、私もここでこんなことを言う必要もない し、やめることもないけど、こんなことあって、なおかつ大した手は打たない。あるいはこう いうふうに考えているというようなことで、考えているだけやったら、私は野球選手にでもな りたいと。20歳代になりたいと思うたのと似たようなもので、思うだけやったら何ちゃなら ん。一歩前へ、ひとつ踏み出していただきたいとこういうふうに思います。

次に、テルメの関係についてお聞きします。

事前に担当課からお聞きしたところ、平成5年、温浴施設が平成2年から平成4年に総額17億円程度で建設され、平成5年3月29日にオープン、償還は平成3年から平成15年までに16億2,056万2,768円支払っております。

次に、宿泊施設の建設は、平成8年から9年度に建設され、総額19億円程度、平成10年6月1日にオープン、償還は平成9年から始まり、平成29年度に完済予定とお聞きをしております。

償還総額は実に22億3,035万841円とのことであります。

温浴・宿泊総額で償還額は38億5,091万3,609円とのことであります。

巨額な投資の反面、本市観光振興に大いに役立っていることは論を待つまでもありません。 一般観光客にはリゾート地として親しまれ、また市民の健康増進、福祉向上また憩いの場とし て利活用されているところであります。

ここで、温浴施設の利用と老人クラブの利用の数についてお聞きをいたします。

私たちの身近なところでは、各地区の老人クラブが毎年、テルメのバスを活用し、大体年に4回、昨年は3回だったようですけれども、ふろに入って、カラオケを楽しんで、体操、食事をして、まずもって健康増進、他の地区の方々との交流、人間関係の醸成、ストレスを解消する場として、また憩いの場として高齢者には非常に好評で楽しかったなどの声も直接聞くことは多うございます。

少子高齢化が一段と進む中、さらに充実する必要があると確信しております。

今回、高齢者の方から回数をふやしたらなどの要望もあります。

ちなみに温浴施設の利用者は、26年度1万4,884名、老人クラブ総数1,600名ぐらいのうち、利用者は292名の状況であります。

1,600人のうち、延べ人数で292名、これは余りにも少ないなと思いまして、なあし少ないがやろうなとちょっと聞き合わせたところ、電話連絡とか、車の連絡なんかがどうも社会福祉協議会からテルメのほうに移行したんだと。輸送力がテルメの車1台でありますので、したがって、三崎各地とか、ほかの地区と合同で乗車しなければならず、時間的、場所的に不便を感じておるようです。できれば、自分とか、三崎なら三崎、下川口なら下川口、下ノ加江は下ノ加江というようなことで、市の単費でも年に4回程度ですので、市のバスを1台出してもらって、テルメと両方で行ったら、まことよいよええがなというようなことも聞きます。

社協であれば、各地ともいきいきサロンなどで人間関係も十分あります。我々、下ノ段にしる、どこにしろ、いきいきサロンやったら必ずと言ってええほど、社会福祉協議会から来て、あれやこれや話したり、時には体操したりしながらやっておりますので、市長も老人は誇り、いろいろ大切されていることは十分わかっておりますけれども、私が聞いた範囲も、若干、全部に聞いたわけでもありません。一度、老人クラブと検討されたらいかがなものでしょうか。市長にご所見を求めます。

〇議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) この件につきましては、社会福祉協議会とも直接中身についてもお伺いをしております。少しその事業についての説明をさせていただきますが、老人クラブ連合会による健康づくり事業につきましては、高齢者の健康維持及び増進を図ることで、高齢者の介護予防を促進し、お互いに触れ合うことで孤立感の解消や仲間づくり、生きがいづくりにつながることを目的として、足摺テルメにおいて温泉を利用しながら、レクリエーションなどで高齢者同士の交流を行っていると聞きました。

この事業については、事業主体は老人クラブ連合会であります。年度初めに社会福祉協議会 と足摺テルメで日程調整を行い、社協が各地区老人クラブ会長にご案内をいたします。その後、 事業主体である老人クラブ連合会とテルメが具体的な日程、人員、そして参加者の体調など、 確認作業、これは直接行っているとのことであります。

利用実績としては、平成26年度、岡崎議員が先ほど言いましたように292人、平成27年度は現段階で364人の参加があり、前年度に比べ、25%増が見込まれているとのことであります。

ご指摘の点につきましては、事業終了後、参加者へのアンケートを実施して、事業効果の把握に努め、より効果的な事業となるよう検証しながら、社協及び老人クラブ連合会と各地区の老人クラブのローテーション、それから動員体制について創意工夫しながら、今後においても各地区の高齢者の皆様の健康増進に向けて取り組んでいくということでございます。

以上です。

〇議長(永野裕夫君) 10番 岡﨑宣男君。

(10番 岡﨑宣男君発言席)

〇10番(岡崎宣男君) 27年度は364名で25%の増と、これは非常に結構なことであります。

あそこへ行って、体操して、すかっとしてみんな帰ってきよるけん、これは幾らふえてもえ えと思うし、それから市長、市のバスを仮に配車できるようやったら、なおかつ、飛躍的に私 はふえるんじゃないかと思うし、また、温浴施設に行けば、何か買ってもくるだろうし、いろ いろな効果があると思いますので、さらにふえるように、また老人クラブの会合等があれば、 また市長からもひとつよろしく激励なりなんなりをしていただけたらとこういうふうに思いま すが、市長、いかがですか。

〇議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

〇市長(泥谷光信君) 来年度に向けて、またこのことについても健康増進、それから介護予防の観点から、ぜひ、老人クラブ連合会とも話し合ってまいりたいと思っております。

〇議長(永野裕夫君) 10番 岡﨑宣男君。

(10番 岡﨑宣男君発言席)

〇10番(岡崎宣男君) 次に、観光商工課長にも当てているが、次の温浴施設・宿泊施設で 毎年約1億2,400万円ぐらいの償還を行い、平成29年で終了予定と聞いております。

初期投資の正確な予算と過去5年間の修理費を含むランニング予算は幾らかかったか、観光 商工課長に答弁を求めます。 〇議長(永野裕夫君) 観光商工課長。

(観光商工課長 岡田敦浩君自席)

○観光商工課長(岡田敦浩君) お答えいたします。

議員ご紹介のとおり、足摺テルメの温浴施設については、本市の観光振興の促進及び市民の健康増進と福祉の向上を図ることを目的として、平成2年度着手、平成4年度に竣工し、平成5年3月29日にオープンしており、建設事業費は17億4,841万1,202円でございます。次に、宿泊施設は、旧国民宿舎の老朽化、足摺テルメ温浴施設との併設による温浴施設の収支改善を目的として、平成8年度着手、平成9年度に竣工し、平成10年6月1日にオープンしており、建設事業費は19億5,778万4,810円であります。

また、関連する施設整備費用として温泉の掘削や供給事業、施設改修などその他の施設整備費用で3億9,050万740円となっております。

修繕につきましては、建設より温浴施設が23年、宿泊施設が18年を経過することにより、経年劣化による修繕が必要な状況が続いており、過去5年間の修繕費につきましては、平成22年度が282万4,080円、23年度が2,288万7,608円、24年度が499万4,384円、25年度が1,255万6,759円、26年度は1,603万8,720円となっております。

以上でございます。

〇議長(永野裕夫君) 10番 岡﨑宣男君。

(10番 岡﨑宣男君発言席)

○10番(岡崎宣男君) 修理費も結構かかるものですね。修理費といえば、この前、森林公園に行ったときに、テルメの上、ちょっと入ってみました。どうも修理する箇所が何カ所かある。具体的には言いませんが、それは課長のほうで把握しているかどうか知らんが、できるだけこの小さいうちに完全に修理をして、完全な状態で貸して、委託料もいいようにいただくというようなことにせんと、それでなくても、これ、累計赤字とかなんとか、4期連続で赤字になっとるがやけん、少なくとも契約は32年まで。契約が切れようが切れまいが、きっちりと修理をするような方策もこれまた、小さいうちにやらんと、大きくなったら、修理の費用と委託料と全くどっちがどっちかわからんというようなことにもなりかねませんので、十分に早目早目の修理をしたほうが、市のほうとしても、ちょっとでも予算的にはいいんじゃないかとこういうふうに思っておりますけれども、観光商工課長、答弁を求めます。

〇議長(永野裕夫君) 観光商工課長。

(観光商工課長 岡田敦浩君自席)

〇観光商工課長(岡田敦浩君) お答えします。

ご指摘のとおり、ところどころほころびが目につく状況であるのは担当課としても認識をしておるところでございます。

テルメの修繕につきましては、テルメの施設管理担当者と相談しながら行っておりますので、 今後も担当者と相談をし、緊急度も考慮しながら、計画的に行ってまいりたいと考えておりま す。

以上でございます。

〇議長(永野裕夫君) 10番 岡﨑宣男君。

(10番 岡﨑宣男君発言席)

○10番(岡崎宣男君) 課長、そういうふうに早目早目に修理していって、機嫌よく委託料とか、お客にしても遠くから来ても、イメージというのがあります。入ってあれというのは、あそこ穴空いてるということやったら、これまた次に、別にそこに行かんでもほかにというふうなことも十分あるわけですから、そういう点を十分テルメのほうとも協議しながら、早目にやっていただきたいとこういうふうに思います。

次に、総合公園の野球場の芝生化について、質問というか、提案をいたします。

先日も京都大学一行50名ほどが春のキャンプで7日間、総合公園野球場を利用。市長も挨拶されている姿が掲載されておりましたところであります。

また、高知ファイティングドッグスも毎年のように利用されております。今年は利用されていないようですが、本市の多目的広場、野球場関係については、備品といたしまして、バッティングゲージが 2 台とピッチングマシーンが 2 台、ピッチングゲージ 2 台、トスゲージ 8 台、つい立 2 m× 3 mが 6 台、その他スポーツトラクター 1 台、専用グラウンドならし 1 台、放送設備も完備されており、利用者は昨年 4 月から本年 1 月まで 2 7 2 回、3, 5 9 7 8 、さらに 2 月に京都大学 5 0 名の一行が来ておりますので、少なくとも京都大学 5 0 名で 7 日間、3 5 0 名を足しますと、少なくとも3, 9 4 7 名は利用をしております。

利用者を見ますと、市内では土佐清水病院が対外試合を含めて毎週3回夜間、月水金に利用しております。

また、大会や練習試合、キャンプなどでは、ソフトボール大会、これはシニアが主なようですけれども、ソフトボール大会が2、3回、小中学校、野球大会や土佐清水病院練習試合、これも3、4回は27年度でしております。

グラウンドゴルフ大会は毎月のようにやっております。あとさっきの京都大学野球部のキャンプと、こういうふうに多くの方々が利用をしております。

また、平成19年から27年までは女子野球、これも来ておりました。このように多くのチームが多目的広場を利用しております。私としては、野球のできる多目的広場へとなれば、市

外から誘致をしやすい社会体育施設となり、社会体育施設の充実とともに、大学などの誘致が しやすくなると思っております。今朝ほどの新聞のこの見出しでも、一番大きいのは合宿の撤 退が一番痛いんやというようなことを書いております。

このなぜ誘致できんかとなれば、多分ですけれども、うちは芝生はありません。宿毛もある、中村もある、黒潮もある、これはいいところに行くのはごく当たり前で、そやけれども、芝生なんかにしたら、我が市は日本で一番先に黒潮が到達し、雄大な太平洋を見渡せる足摺岬のホテル群もありますけれども、民宿など、宿泊施設があり、他に勝るとも劣らぬ環境であります。 野球のできる多目的広場にして、誘致活動をされたら、観光振興につながると確信をしております。

また、相乗効果としましては、宿泊であり、弁当であり、コンビニであり、対外試合で車で 来たら、ガソリン等の消費も見込まれます。

今後の課題として、ぜひともこの芝生のある野球場にして誘致すれば、景色とか食べ物というのは、ほかに劣るということはないのやし、何と言っても夜、太平洋を見ながらご飯を食べて、英気を養って、またあちこち行って、またキャンプしていただくというのは、これは一番ええのではないかなと自分ではそういうふうに思っておりますけれども、今後の課題として、ぜひとも市長、前向きには検討していただきたいと。これが本市の観光振興にも一役買うんじゃないかとこういうふうに思いますが、いかがなものでしょうか、市長にご所見を求めます。

〇議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

〇市長(泥谷光信君) これまでの経過も含めまして、少し長くなるかもわかりませんが、私 の所見をいわせていただきます。

近年、このプロスポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光を融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指すスポーツツーリズム、この取り組みが全国各地で活発化をしております。

本市におきましても、やはり観光の閑散期のこの時期の対策といたしまして、大変重要に位置づけております。

平成25年より高知県緊急雇用創出臨時特例基金事業を活用して、観光型スポーツツーリズム推進事業、これに取り組み、スポーツ合宿の誘致、スポーツイベントによる誘客促進、温泉施設を活用したエクササイズ教室などを実施しております。

特に、スポーツ合宿の実績としては、高知ファインティングドッグスの春季キャンプをはじめ、平成25年には京都大学硬式野球部、琵琶湖成蹊スポーツ大学硬式野球部、長野県民球団・信濃グランセローズ、そしてマイナーリーグの選手も参加したウインターリーグ、日本女

子プロ野球機構、平成26年にも京都大学硬式野球部、びわこ成蹊スポーツ大学硬式野球部に加え、日本女子プロ野球リーグ、そして四国アイランドリーグプラスのトライアウトリーグ、そして本年2月に2年ぶりに京都大学硬式野球部が春季キャンプを行っておりまして、大学野球チーム、ウインターリーグの企画など、スポーツ合宿の誘致を進める上で、関係者からはグラウンドの芝生化と雨天練習場の立地が必要との要望や提案がありまして、これまでも幾度となく検討した経過はありますが、やはりネックになるのは財政の問題でございます。

この野球の関係者に言わせれば、本当に環境は恵まれて、最高のロケーションですばらしいと言われております。普通のキャンプ場では球場型のグラウンド、それから補助グラウンド、当然雨天練習場は必要となっているんですが、やはり芝生、それから雨天の練習場というのがこれは欠かせないということで、プロ野球を見てもご存じのように、九州から沖縄ばかり行っているんです、今。ですから、プロ野球がキャンプを沖縄にもって行かれた、特に宮崎県などは、しきりにもこの大学とか、社会人の野球部をターゲットに誘致をしているというのが状況です。ですから、施設面では今の土佐清水市や幡多郡の状況では、この九州地域、また沖縄のキャンプ場には、これは太刀打ちできないというのが現状であります。それはひとつご理解をいただきたいと思いますが、その芝生化、この整備の計画も試算もして、計画をいたしました。ただ、芝生の新設に諸経費を除き、約9、230万円ぐらい要ります。それに年間の維持管理費が約1、200万円、また雨天練習場の建設にはざっと見積もって約5億円というそういう試算をしているところであります。

ご承知のとおり、本市の喫緊の課題というのは、南海トラフ地震津波対策でありますので、 まずはハード整備につきましては、市民の命を守る、そういう対策を最優先にハード整備の計 画を行っているところでございますので、そこはご理解もいただきたいと思います。

しかしながら、交流人口の拡大や地域経済への波及効果、これは大きく期待をできるスポーツツーリズムのこういう取り組みは、今後も私は必要と考えておりますので、一つ考えられるのは、TOTO、スポーツ振興くじの助成事業、こういうものも視野に入れて、有利な助成事業の導入も視野に入れながら、芝生化、またはこの一つのスポーツツーリズムを通して観光振興につながるような、そういう計画といいますか、研究して検討してまいりたいと思っております。

以上です。

〇議長(永野裕夫君) 10番 岡﨑宣男君。

(10番 岡﨑宣男君発言席)

〇10番(岡崎宣男君) わかりました。現状では、今、市長のご所見のとおりだとこういう ふうに思います。 なお、これで全ての質問を終わりますけれども、これは質問ではありませんが、現在、薬草につきましては、シャクヤクは2センチぐらいになっております。日の当たるところ、当たらないところにはこのぐらいしかない。シャクヤクは全体に赤みですけど、ホソバオケラは緑で、まだ5センチぐらいかな、このくらい今のところ、黒丸地のこの穴のところで、順調に育っております。何とかこれは全部が順調にいっていただければええがなとこういうふうに思っております。

最後に、高知県から来ました横畠課長、県庁から2年余り、まことにありがとうございます。 熱心にいろいろご指導いただきました。地域としても非常に助かりました。県庁のほうへ行っ ても、ひとつ土佐清水市のことは心の片隅に置いていただきたいとこういうふうに思っており ます。2年余りの出向、まことにご苦労さんでございました。

また、3月末で退職される全ての職員の方、長年にわたり、市政発展のために懸命に尽力されてきたことに対しましても、心からなる感謝を申し上げます。

また、一市民になったら、我々議員にも叱咤激励をいただいて、われ何しようらというふう に言っていただいたら結構であります。これで全て終わります。

〇議長(永野裕夫君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明3月15日は午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 3時06分 延 会